

平成 2 7 年 第 1 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 8 日」	
* 開会年月日時	平成 2 7 年 3 月 1 2 日 午前 1 0 時 0 0 分
* 閉会年月日時	平成 2 7 年 3 月 1 2 日 午後 4 時 5 8 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>開 会</u>	
議 長	<p>第 1 回定例会、第 8 日目であります。本日は一般質問であります。質問される議員の皆様には建設的な議論の展開を期待いたします。</p> <p>定刻になりました。</p> <p>ただ今の出席議員数は12人であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。</p> <p>なお、3 番議員、5 番議員、11 番議員は葬儀の為、中途退席の申し出がありますので、ご承知おきください。</p>
<u>議事日程の報告</u>	
議 長	<p>本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。</p> <p>本日、答弁のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者、各課長、所長、専門幹であります。</p> <p>日程第 1、本日は会議規則第61条の規定により一般質問を行います。</p> <p>あらかじめ申し上げておきますが、会議規則第55条を準用する第63条の規定により、質問は同一事項について原則として 3 回までといたしますのでご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の順番につきましては、ただ今申し上げた通り11番議員が中途退席となりますので順番を変更してあります。ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは順次質問を許します。</p>

日程第1 「一般質問」

議長 初めに第11番 土橋勝一議員の質問を許します。土橋勝一君。

第11番 土橋 勝一 議員

11番議員 11番、土橋勝一です。通告に従い質問をいたします。今回は人口についてと、町営住宅についてと地方創生についての3問について質問いたします。町長は3月5日議会での平成27年度施政方針の中で信濃毎日新聞がアンケートした小海町は消滅しかねないという問いにあまり危機感を抱いていないと答えています。施政方針でも同じような考えを発表しております。資料が用意してあります。信毎の発表は2014年中の県内人口の増減、小海町人口集計限界集落、人口集計経年変化の3点です。資料の説明と平成27年1月1日現在の人口と、町の集計の人口4,945人、県発表は4,708人です。237人の数の違いが出ています。その説明をお願いします。

総務課長 おはようございます。資料の説明を申し上げます。資料綴りの1ページでございます。1月31日に信濃毎日新聞に掲載されました2014年中26年度でございますが、26年中の県内人口の増減ということで、小海町の人口4,708人、減少が135名減という内容での発表でございます。この数値につきましては平成22年に行われました国勢調査のもの土台をベースに毎月人口移動調査のものを加減したものであるということでございまして135人減ということでございます。2ページをお願いいたします。2ページは地区別の人口集計でございます。1月1日現在でございます。若干黒いのが、濃いのがいわゆる限界集落と言われているところでございまして、人口の50%以上が65歳以上ということでございます。若干薄い色がかけてございますのが準限界集落ということで55歳以上の人口が50%ということでございます。白抜きになっているところが非常に少ないというのが実情でございます。3ページをお願いいたします。人口集計の経年変化でございます。これがいわゆる住民基本台帳上の住民数ということでございまして、27年1月1日現在4,945名ということで、住民基本台帳に登録がされているという事でございます。この誤差でございますが237名という誤差がいわゆる国政調査を元にした集計値と住民基本台帳で差があるという事でございます。この差でございますが、国勢調査の段

	<p>階平成22年10月1日現在で国勢調査を行った訳でございますが、この段階で既にそれ相応の差があったという事でございます。住民基本台帳には登録されているけれども国勢調査の対象にならなかった町内に3ヵ月以上、居住していない実態がある方が237名あったという事でございます。これは長期入院ですとか学生の為の町外転出ですとか、もろもろの理由が考えられますがそういったことで差が現在も続いておるということでございます。ただ人口移動に関しましては、3ページの右側の方でございますが、出生死亡の自然動態で71名減、転入転出の社会動態の減で64名の減という事で135名の減というものについては当然のことながら一致という事でございます。それからこの住民基本台帳の関係でございますが、平成23年、22年から3年に掛けて外国人登録というものが住民基本台帳に登録されるという法改正が行われたという事に伴いまして、平成23年社会動態がプラス9名というふうになっております。これは中国からの研修生60名程度が3月転入をしたという事で、22年から23年に掛けて転入者数が60名から70名ぐっと増えたというようにことが主な原因でございますが、いわゆる外国人を住基で拾うか拾わないかという誤差でございまして、内容的には総数は同じという事でございます。自然動態につきましてはずっと減少という事でございますが、この減少平成12年から過去15年ほどでございますが、ずっと減少中という事でございます。昭和63年頃を境にこの自然動態が減少に転じたと、出生数が減った事が主な理由でございます。死亡数は昭和の中期頃から70名から80名で同じでございますが、出生数が極端に減ってきたという事で、自然動態は減少に転じております。社会動態につきましては、当町創設以来ほぼ毎年のように減少ということございまして、かつては社会動態の減が非常に大きかった訳ですが人口規模が縮小してきたということから社会動態減も縮小してきていますが、いずれにいたしましても縮小傾向は止まらないということが見てとれるかと思えます。資料の説明は以上でございます。</p>
11番議員	<p>では質問に入ります。今年の11月1日現在で5年に一度の国勢調査が行われます。総務課長が話をしたように前回は平成22年度でした町の人口経年変化の数字は4月1日です。6ヵ月の差はありますが、女性の20歳から39歳の数字です。女性の20歳から39歳は子供が生まれる若年女性と呼ばれる人たちです。平成22年度町調べでは439人いました。国勢調査は386人でした。2040年の推定は町調べを予想しますと137人になるでしょうと。増田寛也さんの今一番売れている本ですが、その本によりますと小海町は127人です。小海町は長野県内の一番の小谷村、二番の野沢温泉村、三番の天龍村、四番の山ノ内町、</p>

	<p>五番の信濃町、六番の築北村の次、七番目が小海町です。佐久管内では南相木、北相木よりぐっと前の方で九番の佐久穂を追い越して最悪の数字です。町長は施政方針の中で人口減の数字ばかり出ていると、危機ばかり叫ばれていると言っていますが、これも一理あります。小海町は大きく言えば法人です。法人を潰すには町長か議会が町を投げ出したり、合併でもしない限り消えません。しかし人口が減少すると町の量も、内容、町の運営、職員数、他考え直さなければなりません。これは現実の数字ですがこの経年変化から出しました。平成12年から平成27年15年間の平均1年間の減少数は90.58人です。これから言うのは仮定です。今の90.58人を4,945人いるというのでバサッと割ってみると55年で小海の人口はいなくなっちゃう。現実には100年経っても何人かの人は残っているでしょう。しかし人口は大変少なくなっているのではないのでしょうか。これは間違いないことと思われます。町長に質問します。町長は信毎にしかもあまり危機感を抱いていないと答えているのは何を元にして危機感を感じないのでしょうか。2番目に若年女性を増す政策は考えているのでしょうか。3番目10年後、20年後、小海町の人口は何人になると考えているのでしょうか。以上三点答弁をお願いします。</p>
町長	<p>おはようございます。ご苦労さまでございます。お答えを申し上げます。3月1日の信濃毎日新聞の中で今、土橋議員がおっしゃられましたように市町村の消滅ということで県内8割の町村が危惧をしているよというお答えをしております。今言いましたように私はあまり抱いていない。今回の施政方針の中でも若干申し上げました。何をもちましてということでございますけれども人口の減少これにつきましては大きな危惧を抱いております。今、土橋議員さんからもおっしゃられたとおりでございます。しかし市町村の消滅というのは平成大合併で1,600の町村が消滅をいたしました。また現在たとえば長野県でいうならば下伊那郡の平谷村500人規模でございます。また天龍村、私も平谷村、天龍村に行って来ましたが、約600人です。隣の北相木村は約800人。それぞれの町村にお邪魔しそしてお話を聞いたり視察をさせていただいた皆さんがその地域で生き生きと住み続けている。住み慣れた地域で、ですから私の考え方としては人口減少については危機感を持っておりますけれども、町村の消滅につきましては、その人口にあった行政を進めていく。そこに住んでいる皆さんが満足度の高い行政を議会の皆さん、また町民の皆さんと共にしっかり取組んでいく。こういったことの方がずっと大事であろうというふうに思う事からこそ、こういった回答をさせていただいたということでございます。私がずっと町長をやっている訳ではありませんし、</p>

	<p>また歴代の理事者の皆さん、議員の皆さん、ずっとこの問題について議論をし、そして町民のために過疎から脱却、そして町の活性化とこのことを旗印に今日までずっとやって来た訳でございます。これからもそういった行政の運営をしっかりと取組んで参りたいし、また次の人にもそういったことをバトタッチしていきたいというのが私の考え方でございます。それと若年女性を増やす政策はという事でございます。確かに今、言われましたように20歳から39歳までの人口、増田さんの試算では2040年には121人になってしまう。こういった発表もございます。当然若い皆さんが住んでいただくこういった対策ということは大事なことですし、また力を注いでいかなければならない部分でございます。非常に施策的には難しい課題であるということは認識をしておりますけれども、地方創生をこの危機に何とか議論を重ね、検討を加えてこの5ヵ年計画の中にもって参りたいと。このように思っている所でございます。うちの町の合計出生率は1.51ということでございます。長野県は1.53でございますので、長野県よりも若干低いというのも事実でございます。こういったことにつきましては地方創生の計画の中でしっかりと取組んで参りたい。また、次の10年後あるいは20年後の小海町の人口は何人と考えているかという事でございますけれども、当然長く減らさないようにその努力はしっかりとやっていくといった施策を講じていくと、これは当たり前のことでございます。地方創生の戦略こういった中で人口の推移等を、分析をしながら将来推計そして、考査をした中で将来を展望することが義務づけられておりますのでそういった形でしっかりと調査し分析を踏まえて今後判断をして参りたいというふうに思っているところでございます。いずれにいたしましても何とか人口の減少率を抑える。そして若者の皆さんに定住していただくこういった事業にこれからも力を注いで参りたいと思っておりますので、また土橋議員さんにもお力添えをよろしくお願いしたいと、このように思っています。以上でございます。</p>
11番議員	<p>町長の話によると人口に合った町づくりをすると。地方創生で考えると人口を減らさないようにやっていくと。何人と言ったんですが、数字は出てこなかったのですけれども、人口は減らさないように極力考えてといういような話ですが、皆さん限界集落の2ページの所に出ていますが、そのの所を見て下さい。合計の所ですが一番最後の所です。55歳以上の人口が美ノ輪荘を除いても小海町は2,487人50.8%でした。小海町はこの表によりますと準限界自治体となってしまいました。また、町の中心地である、商店街のある土村清水町が限界集落だったと。何年か前に空き家対策の条例を作ったらどうで</p>

	<p>すかという質問を私出しました。前には25年の3月ですか、5番議員さんからも同じような質問がでました。町長は空き家条例を考えているのでしょうか。また、今回小海町は27年度で町営住宅を4戸建てたいと予算にあります。若者向きの4戸だといいます。また、旧栄荘のところだとも聞いています。提案ですが若者向きでしたら馬流の法務局の跡とか、そこに113坪の土地がございます。見晴団地の121坪とこれもずっと売れていません。そういう所に建てることはできないでしょうか。栄町付近はもっと大きな町営住宅を考えるべきではないでしょうか。また駐車場は道を挟んだ前のところに町の土地がございます。330㎡ですか約100坪ぐらいの土地が空いています。店に近く駅に近く病院にも近い場所です。また町には一人暮らしのお年寄りの方も多数います。希望があれば病院等に近い所に住んでいただく事も考えてみてはどうでしょうか。駅に近い小海町の一等地だと思います。町長、町民課長の答弁をお願いします。</p>
町民課長	<p>おはようございます。それでは27年度予算の関係、町営住宅4戸ということで概要の説明をさせていただきます。建設予定地ですけれども、今、議員さんおっしゃられましたように、旧栄荘跡地ということで敷地面積は500㎡ということでございます。約150坪あります。若者定住を促進したいがための公営住宅ということでこれまでの流れの中、どうしても行政が主導で設計等をやりますと、どうも時代遅れのものになってしまう傾向があったということで、今回考えておりますのは、構造、工法、間取り等は全て設計コンペで行うというふうに考えております。その最低限の条件とすれば夫婦と子供2人家族4人程度が余裕をもって住めるイメージということで、おおよその話ですけれども芦谷のC棟というものがございまして、そこが75㎡22坪ほどになります。3LDKという形のものでございまして、具体的には8畳分の部屋が3部屋と6畳分の部屋が2部屋、8畳分の中にはダイニングキッチンですとかリビングが入ってくる形になりますけれども5部屋分にバスタイレが確保したいなという程度を町側は考えていて、それから先につきましては方法にしても在来工法でも構いませんしツーバイフォーといった工法でも構わない。最近はやりのような形の物を取り入れてもらって住みたいなと思えるような住宅を設計コンペにより行いたいということであります。当然そういった建物ですと500㎡の中に十分建物が入り更には1軒当たり2台分ぐらいの駐車スペース、計8台分ぐらいのスペースは、その500㎡の中で確保できると判断して、今回27年度の当初予算に計上させていただきました。予算の関係は以上でございます。</p>

町長	<p>お答え申し上げます。空き家につきましては平成24年の6月位の議会だったと思いますけれども取り壊し等を含めて土橋勝一さんの方からご質問を頂戴した経過がございます。それ以上につきましてはまたご質問という部分であれば、細かいことにつきましては担当課長の方から答弁をさせますので、よろしく願いいたします。今、栄荘の跡地へ若者向けの住宅を造る。こういった案につきましては町民課長の方からご説明を申し上げました。土橋議員さんの方から見晴台にも空き地があるよ、あるいは旧法務局の跡地にも町有地として空き地があるよとそういった栄荘の一等地については道路を挟んだ反対側に町有地がある訳ですけれども、そういったものと一帯として活用したらどうかと、こういったご提案がございました。町が今回提案したのは当然そういったことも考えては見た訳ではございますけれども、これまで平成26年の4月から土村地区の活性化検討協議会、こういった会を立ち上げて4回程協議をして参りました。それは土村の皆さんのご意見を聞いただけではいかというふうに言われるかもしれませんけれども、町の一等地にまずは若者定住にふさわしい住宅を建てていきたい。それも早くそして今後第2弾、第3弾平成28年、29年とそれぞれの時に要望が強ければ私としては2弾、3弾とそのような形で定住促進をはかって参りたいという考え方がございますし、また宅地そのものを大畑の件もございますけれども、求めていただける人も出てくるだろうと、こういった期待も込めて見晴台につきましても、今、町営住宅では無くて販売用になっている。そういった意味から総合的に判断し、先ずは栄荘の跡に4戸の集合住宅を建築し、抽選になるような形になることを願いながら予算に計上させていただきました。可決決定されましたら速やかにしっかり設計コンペを行いまして建設に向けて頑張っ参りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
11番議員	<p>案の案でしょうが3LDKで21坪前後という建物を造りたいという話らしいですが、私は町営住宅を作ることは大賛成です。しかし一度作ると資産が何十年か固定化され、限定されます。小海町の一等地を使用するときは、後々町民の皆さんが大変良かったと言ってもらえるように考えるべきだと思います。ですからそういうふうになるように是非検討してみて、また、良い物ができて、これ良かったと言われるような建物を造ってほしいと思います。これは検討してもらおうということで結構です。次に移ります。地方創生について質問いたします。2015年より新たな地方創生が始まりました。今までも地方創生は何回も行われております。一番最初は1960年の所得倍増計画</p>

	<p>に始まり1988年の竹下内閣のふるさと創生事業と今回で国でやっているのは12回目です。今年度は急な予算付けでしたので長期計画を前倒しして対応しましたが、国の強い査定のなか優良なもののみ補助金を、補助金というか交付金を付けると言われています。各自治体がスタートラインに付けるのは上位のプランを出したものだけです。地方自治体の力量を試される政策です。これまでと違っているのは目標を作ると、結果も数値で見ようということです。町長、教育長、総務課長に質問いたします。これから考えていくということもあるでしょうがどんな事業を行い結果目標はどの位にするのか町は1年間にいくら位の交付金を目標としてやっていくのか答弁をお願いします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>地方創生の関係でお答え申し上げます。地方創生につきましてはご指摘の通り26、27年度につきましては国の補正ということで町としては全額繰越という予算案をお願いをしております。こういった中で今後、地方版の総合戦略をたてていくという中で、具体的には検討するということになりますが、たまたま第5次の長期振興計画、後期計画の計画年度と全く一致するとそういった事もございますし、いろいろの組織の議論ももちろんあるかと思いますが、先進例で昨日、塩尻市で地方版の総合戦略を作ったというもので早速入手しておりますが、この中でも塩尻市においても総合計画のスライドを中心に特化して人口減少、地域経済縮小という部分に特化した計画になっておるとことでございます。内容的には産業振興、これは農業、商業、観光業を含めてでございます。産業振興それから生活環境防災、福祉、子育て支援、教育と簡単に言いますと行政全般に渡る計画であるということでございますので、今、個別具体的にどれをどうするという議論をするということではなくて、それについて改めて長期振興計画では数値目標等が示されておられませんので今後は数値目標、重要業績評価指標というものを5年後にどういう姿を目指すんだという、1年でどの位進めていくんだというものの設定をしながら事業化をするというような、チェック体制も整えるというような動きになるのではなかろうかというふうに考えておりますので、そういった指標の作成、それから外部からの意見聴取というようなことで、改めて長期振興計画を地方創生の観点から見直すというような作業が中心になるのではなかろうかというふうに思っております。10月ないし11月までに作成をできるだけして下さいという国の指示でございますので、そういったことで進める予定でございますが、交付金につきましては今、国の方でも今年の26年度補正の方式、全町村から国へ情報を集めて国が全部査定するという方式</p>

	をとっておりますが、国の方でもてんや、わんやということでも28年以降の数値の算定をどうするかというのはまだ答えられないというのが実情のようでございますので、具体的にこの場で交付金額の目標はいくらという話ではどうも、そこまでまだ到達していないというのが実情でございますのでよろしく願いいたします。
教育長	おはようございます。教育委員会の関係でございますが、今回の地方創生事業の中でふるさと学習定着事業としまして学校にタブレットのパソコンの導入をするというものと、もう一つは10月にオープンします学習館の方へ図書館の利用促進事業としましてシステムを導入するという二点につきまして具体的に予算化をいただいたところでございます。これにつきましては今後学習館を特に中心とし、一人一人が生きがいと地域で暮らして、生涯学習や生涯スポーツ等にいそしむことができる学びによる総合的な町づくりをここに集約し、活力創生等を行っていきたいと考えております。キーワード的には学習館、あるいは学校教育を通じた生きがいづくり、健康づくり、そして仲間づくりの三点、これが将来の町づくりにつながるのではないかなというふうに考えております。
町長	お答えを申し上げます。この地方創生につきましては人口の減少の克服、そして地域経済の活性化を目指す安倍内閣の目玉の政策、看板の政策ということで全国全市町村がそれに対応するための準備を進めているところでございます。当然政府そのものは2060年の時点でも1億人の人口を維持をしていきたいというのが大きな目標であり、そして地方版として来年平成28年の3月までに全自治体で戦略の策定を義務づけるということでございます。今土橋議員さんから言われたように、当然その計画により、またその実行によって各市町村の力量が試されるという事でございます。私としてもそれに向かってしっかり、総務課長申し上げましたけれども、計画を充実させて参りたいというように思っておりますし、またその基礎になるものが長期振興計画であるというふうに、それから大きなズレを生むというのはいかなるものかという考え方から、今、計画で進めているところでございます。以上です。
11番議員	今、町長も言いましたがこの地方創生は小海町の力を試されると、最後のチャンスという形で、ぜひ行政全体をしっかりと見てやっていただきたいと、また教育長のほうは学習館がしっかりしたもので町の中心として生きられるように、人が集まるように是非よく考えてやってもらいたいと思います。どうやって小海町に若い者の雇用するところを作れるかと、どうやったら小海町への新しい人の流れを作れるのかと、結婚、子育て、希望を実現して出生

	率の向上をさせることは何が、時代に合った小海町をどうやって作るのかとその他問題は沢山あります。これからやっていくことです。小海町の出した政策が全て予算が付くように強く要望します。以上で私の一般質問は終わりにします。
議 長	以上で第11番、土橋勝一議員の質問を終わります。
議 長	次に第7番篠原恒一議員の質問を許します。篠原恒一君。
<u>第7番 篠原 恒一 議員</u>	
7番議員	<p>おはようございます。7番、篠原恒一、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回の質問事項は地方創生に対する今後の取り組みという事で、町長の施政方針演説の初めに総合戦略策定についての方針と将来の町の進むべき事項について述べられておりますが、改めて考えをお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。先程の11番議員の質問の中にもありましたが、一部重複する面もありますが、私なりの考えで申し上げますので、よろしくお聞かせいただきたいと思います。地方創生に対する今後の取り組みについて大きく三点に区切りまして、質問したいと思います。先ず、一点目といたしまして、地方版戦略策定に対する対応はという課題につきまして、質問させていただきます。「まち、ひと、しごと」創生総合戦略、これは農業、特に農協の改革と合わせて安倍政権の看板の政策であります。この政策は人口の減少をいかに少なくするかという目標を掲げる5ヵ年計画へ2016年3月末までに各県、市町村に策定するよう求めています。地方創生に対する県内の77市町村の内、9割が評価すると言っている反面、人口減少を食い止めると言った問題に立ち向かうには各自治体が地域の実情に合った対策を長期にわたり展開する必要があり、財源、権限の移譲や規制緩和といった抜本的な改革が欠かせないとの意見が根強いのも事実であります。また、地方版総合戦略の策定には各市町村にも戸惑いがあります。策定期間が短くじっくりと検討出来ないという市町村も県下では40%強あるという事があります。先の予算委員会の中で、石破担当大臣の答弁に中では今まであらゆる補助的な創生に対する補助金の出どころを縦割り制度の排除という事で、内閣府、総務省、経済産業省、厚生労働省等を近々ワンストップという事で統合して行きたいというような答弁をされておりました。そこでですね、わが町として対策として考えられているという事はという事でござい</p>

	<p>すが、策定には難しい要素が多々含まれておると思いますが、わが、小海町では仮称でありますけれども、総合戦略室等の設置は考えているか、いないか。これは先ず、町長に答弁をお願いしたいと思います。</p>
町長	<p>私の考え方としては、そういった課とか室とかそういったものは設けないで総務課の企画係を充実させてそこで人的配置をしながらしっかり取組んでいく方針で現在考えているところでございます。</p>
7番議員	<p>分かりました。今でもわが町はいろいろな補助金の出どこでそれぞれの企画係、農政係といろいろとまたがってやっているのが現実であります。これから地方創生はということになりますとワンストップという形でそれが統一されていきますと一カ所でやった方が人員の配置等も考えてやったほうが効率的に行くのではないかとそんな気がする訳です。地方版の総合戦略の策定につきましては政府の資料の中にも、議会、地方議会の関与という項目が乗っておりまして、総合戦略の策定段階や効果検証の段階において十分な審議を行う事が重要であるとうたわれております。当然行政だけで計画を立てられる訳でもないと思っておりますけれども、そこへ議会もしっかりと審議の中に入っていきなさいということがうたわれております。それからこの総合戦略には結果的に検証をなさいという事もうたわれておりまして、大体1年のサイクルでそれをやってまたその中で必要に応じては戦略の見直し改定を行ないなさいということがうたわれております。一企画係では大変な面があると思っておりますので自前でそういう策定戦略室の設置ができないかという事で伺った訳でございますが、町長の方針では企画係を充実してやっていきたいという事ですので、それはそれでやっていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしても血の通った、地域にあった策定が出来るように望むわけです。また国や地方創生、先行型交付金として1,700億円、それから地域の消費喚起生活支援型交付金として2,500億円を2014年度予算に計上しました。合計4,200億円です。国の人口が1億2,000万人としますと、1人約3,500円というような先行型の交付金になる訳ですけれども、わが町は先程の資料からいきますと人口が4,708人という事で、3,500円掛けますと1,648万8,000円という交付金になる訳でそこに当町の平成25年の補正6号では4,200万円が計画されているということで、そういう中では我が町は多く交付金が来ていることになると思っております。5号でもありましたが4200万円での計画につきまして調査の委託料ということで300万円が計上されており、DVDの作成で260万円が計上されています。そういう中で新聞にも出ておりますが、なかなかアドバイザー、地域の実情に長けているアドバイザーであれば良い訳ござ</p>

	<p>いますけれども地域の実情がよく解らないアドバイザーでは大変不安であるという市町村も多いときいております。是非そういう中でありますので血の通った戦略の作成が出来るようによろしくお願ひしたいと思います。2点目ですが現在我が町として取組している事業の充実と継続についての考えはということで、既に国の地方創生より先行しまして我が町は色々の数多くの事業を計画して実行しているのも事実であります。子育て支援、若者定住対策、新規就農支援、地域おこし協力隊、リフォーム、Pネット、タクシー助成券、灯油券等、これらの中で今回の先行交付金の対象になるものも計上されておりますけれども、これらも継続していかなければ創生の意味が無いと思ひますので今後の継続性について町長の考えをお聞かせください。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。今、言われたことにつきましては、私に任期を頂戴しましてから新たに始めた事業がほとんどでございます。私としては始めた以上は経済の動向、そういったものを精査しながら任期中は継続をして参りたい。それが基本的な考え方でございます。但し、財政事情により選択と集中こういった場面も生じるかもしれませんけれどもそういった時にはまた皆さんと相談をしながらしっかり今後も取り組んで参りたいという考え方でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
7番議員	<p>この現在やっている事業の中で地方創生に該当するものも多々出てくると思ひますので、その辺も含めて継続をしっかりしていただければとそのように思ひます。3点目ですが新規に取り組みを考えている事業はということで過去、私は一般質問の中で人口減少対策についての提案型の質問をさせていただきました。特にその時は農業関係で絞ってやったのですけれども農林商工観光等含めた新規の就業、定住に向けて今回のそういう事業を戦略の策定の中に組み込みをする考えはあるのかどうかお伺ひをしたいと思います。町長の考えをお願ひいたします。</p>
町長	<p>当然今回の本予算、補正予算を含めまして可決決定していただき、そして速やかにこの計画に策定に入ってまいりたいというふうに思っている所でございます。当然新規就農とか、以前にもご質問頂戴しましたけれどもそういう事も含めて新たな事業、何が出来るか、課を超えて職員全体で考え、知恵を出しやっていきたい。そして多くの町民の皆さんのご意見を頂戴しながら進めて参りたい。このように考えているところでございます。以上です。</p>
7番議員	<p>究極の目的は人口減を以下に少なく食い止めるかという所が終局の目的だと思ひますので、それに合ったところの色々の新規事業をしっかりと計画を策定されるようお願いしておきます。終わりになりますが町長は先の新聞</p>

	<p>のアンケートにおいて将来自身の自治体が消滅しかねないとの危機感について県下77市町村の市長の回答の中で、あまり抱いていない。14市町村の中に含まれており、我々の町の首長はそれなりの考えと自信に満ちてこれから立ち向かっていく強い決意があるなと思いました。小さな町でも方法によっては安心して安全な住み良い町を形成していけないかと思っております。その先頭を取るのは首長でもありますので、これからもリーダーシップを発揮してやっていただきたいとそのように思います。よろしくお願いいたします。以上で終わります。</p>
議 長	<p>以上で第7番、篠原恒一議員の質問を終わります。 ここで、11時10分まで休憩といたします。 (ときに10時55分)</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。(ときに11時00分) 次に第4番、篠原憲雄議員の質問を許します。篠原憲雄君。</p>
<p>第4番 篠原 憲雄 議員</p>	
4番議員	<p>第4番、篠原憲雄です。通告にしがいまして一般質問いたします。1問目より良い保育を目指しての豊富、課題について伺います。4月より新たに子育て支援制度がスタートしますが、消費税の増税の先送り財源確保にも問題がありますが、新制度で何が変わるのか、よく見えない分もあります。より良い保育を目指しての課題、抱負はどのようなのか伺います。</p>
町 長	<p>お答えを申し上げます。当然保育の制度そのものが大きく変わりました。11時間体制だと、それが時間そのものも大きく変わってより充実した保育が出来るといふふうに期待をしているところでございます。また保育料の見直し等もしたところでございます。より良い保育を目指してということでございますので、やはり園児の皆さんが家族と保育所の保育士とが連携をし、そして信頼関係をもって子育てにあたるということが一番重要だといふふうに思っています。当然、保育士は子育てに責任を持ってあたるということでございます。その過程で団体生活だとか、挨拶や遊び、あるいは安心、安全、こういったことについても学びながら、三つ子の魂百までではありませぬけれどもしっかりした基礎を築くということが一番重要ではなからうかといふふうに思っているところでございます。いずれにいたしましても、家庭と保育所が信頼し合って、そして子供たちは保育所が楽しい、また明日も</p>

	<p>来てみたい。また逆に早く家に、お母さんの所に帰りたい。そういったことのバランスが取れた保育が一番求められていくのではなかろうかなというふうに私自身は思っているところでございます。以上です。</p>
4 番議員	<p>小海町に住みたいと思うような子育て支援を期待しまして、次の質問にいたします。2問目でございますが、市町村消滅新聞報道、危機感について伺います。地方から大都市に今のペースで人口の流出が続くと2040年、県内30市町村は消滅する可能性があるとした日本創生会議によると62%の自治体が危機感を抱いている。人口減少に地方がどう対応し、地域の実情にあった対策を長期に渡り展開し地域社会を築いていくか、町長施政方針においても様々な施策を考えているのか、さらなる充実を図ると同時に、積極的に議会、行政、町民三者一体となり、政策を実行すべきと思うが、小海町が消滅とならないよう町長の決意はどのようなのか伺います。</p>
町 長	<p>先程もお答えを申し上げました。これから地方創生の戦略会議ということで5ヵ年計画を樹立して参ります。その一番大きな柱が先程申し上げましたけれども、地域の活性化と人口減少の克服という事でございます。それに向けてしっかり取り組んで参りますので、議員の皆さん、町民の皆さんのご協力をよろしく願いいたします。以上でございます。</p>
4 番議員	<p>11番、7番議員と重複いたしました但答弁はいりません。3月1日の新聞報道によると、多くの市長が市町村消滅報道に危機感を感じている中、小海町はあまり危機感を抱いていないというアンケート結果に、何を根拠に危機感を感じられないのか危惧するところですが、決意を新たにし責任となる政策の実行をお願いしまして次の質問といたします。次に宮下地区ショッピング計画出店計画の真意について伺います。宮下地区ショッピングセンター出店計画の話が出ましたが、そのような計画があるのか、どうなのか伺います。</p>
産業建設課長	<p>私の方からお答え申し上げます。出店希望、予定会社でございますけれども、株式会社ナフコ、本社が福岡県北九州市にございます。主に一般的なホームセンター的な店になります。あと家具、ファッション、小売等を扱っていると、全国に現在355店舗、長野県には茅野店1店だけあるということでございます。主な経過だけ申し上げます。2年前の平成25年5月と7月に農地転用の事で役場の方に問い合わせがありました。その後6月頃から地権者の皆さんとナフコさんとで数回説明会が行われたようでございます。その後昨年2月にナフコの担当者増田さんですが、町の方にお越しいたいて内容をお聞きしました。その後、昨年11月と今年に入りまして3月、2回電話ですけれども私の方が状況をおききしました。電話での状況でございますけれども</p>

	<p>も、今現在どうなっているのかということをお願いします。宮下地区5筆9,000㎡ぐらい、出店計画があるのですがけれども現在は進めるか、あるいは止めるか、まだ役員会で最終の決定をしていないと。いつまでに最終判断をするのかという内容については今のところ未定の状態だということです。参考までに長野県内にはあと小海を除いて5店舗出店を進めているようでございます。その5店舗の方を中心にやっているようございまして、小海の出店については順番として、まだ対応する段階にならないということで、いつまでかというのはなかなかはっきり聞けなかったということでございます。今後につきましては情報収集を中心にやっていきたいと思っております。以上です。</p>
4 番議員	<p>町民にとっては大変結構な事だと思うのですが、既存の商店にとっては大変重要な問題かと思っておりますので、そのような情報はできるだけ早めに流していただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。以上で質問を終わります。</p>
議 長	<p>以上で第4番、篠原憲雄議員の質問を終わります。</p>
<p>第2番 篠原 伸男 議員</p>	
議 長	<p>次に第2番、篠原伸男議員の質問を許します。篠原伸男君。</p>
2 番議員	<p>2番、篠原伸男でございます。アベノミクスの風を全国津々浦々に届けると、今や今年の流行語一番になるのではないかと思うほど、地方創生という言葉が使われております。今、議会でも大変、地方創生に関する質問が多い訳でございますが、しかし今の国の在りかた、国の政権担当であります今の政権はこの4月の統一地方選挙、また、来年7月の参議院選挙に勝つためにあらゆる手段を使い飽と鞭を用意して地方に迫ってくるものだと私は考えております。したがって地方自治体は相当腰を据えて国の方針を見極めたうえ対応していかなければならないというように思っているところでございます。そんな中でブレルことなく町政を執行し、不断に湧き上がる課題に向かっていくという趣旨の町長の施政方針は大変私は心強い物を感じた次第でございます。さて通告に従いまして一般質問をさせていただきます。ただ今、私が今年の流行語大賞にもなるのではないかと申し上げました地方創生、この地方創生と町の取り組みについてお尋ねいたします。2月2日の議会全員協議会において総務課長から本日をもって小海町も地方創生総合戦略策定の推進本部を立ち上げたとの報告を受けました。佐久市や上田市では1月に推進</p>

	<p>本部を立ち上げ、その策定を既に進めているようでございます。小海町と隣接している佐久穂町では2015年度当初からまち、ひと、しごと、創生総合戦略に対応するために1月23日に臨時議会を開いて、新たに総合政策課を設置されたようでございます。人口減少対策5ヵ年計画、総合戦略を2015年度中に国に提出しなければならない訳でありまして、各自治体は大変忙しい一年になるのではないかと考えているところでございます。昨年的一般質問で私は人は城、人は石垣と組織での人材の力、人とのつながりを大切に、町政を推進していただきたいと申し上げましたが、今回のこの地方創生の戦略を策定するにあたりましては、この言葉は、私は絶対に不可欠だというように考えているものでございます。2月2日に小海町も推進本部を立ち上げ、この推進本部を構成している管理職の皆さんはそれぞれの立場で、この創生総合戦略にもうすでに取り組み始めているものだと思います。4月の人事異動で今のポジションを動く人もおられるかもしれませんが、小海町の職員でしかも管理職である事には皆さんは変わらない訳であります。国を挙げての、そして地方の知恵比べと言われる地方創生の担い手であります、管理職の皆さんがどのように取り組んでいくのか、そのお考えを管理職お一人、お一人にお尋ねいたします。教育長は結構です。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お答え申し上げます。この地方創生の総合戦略策定にあたりましては課題が非常に多いということございまして、人口推計、それからそれをどうするのかということベースに事業展開を図るということございまして、指標の設定、各分野に渡っての指標の設定等、技術的な問題も含めてポイントがあるのではなかろうかというふうに受け止めております。ただ今の段階では前倒し分26補正の部分でかなり手一杯であるという実情でございますので、今後において真剣に取り組む必要があるのではないというふうに受け止めております。26年分につきましては、昨日メールが入りまして、ほぼ申請通りでOKという了解が得られておりますので今度は事業着手という方向で進めてまいりたいというふうに考えております。</p>
<p>町民課長</p>	<p>お答えいたします。私、町民課長としますれば、今回、当初予算で若者定住住宅というものをお願いした訳ですけれども、どうしても現状として家が小海にあっても佐久市の方へ親御さんと別居されていて出ていくというケースが見受けられるという状況の中で、先程も申しましたように魅力ある町営住宅を建設することによって、また、できればなるべく安い家賃というものを設定することによって、佐久穂ですとか佐久市への転出を防ぐという、流出を防ぐというのも一つ大きな柱にできるのではないかと考えております。</p>

	<p>よろしく申し上げます。</p>
産業建設課長	<p>今回一番大事だと思っていることですが、人口減少克服に向けては、具体的に成果を上げていくということが大事だと、それには具体的な支援策、どうすれば人口が、人が増えるかということでございます。産業建設課としては、先程からも出ておりますけれども商工林業、農業ですけれども全ての分野で人が来て、雇用して定住するというふうにはどういう支援策が一番いいかということで、色々な団体を通じて、例えば農業委員会ですとか、そういう所も話をしてございまして色々な所で議論をしながら、より具体的な、交付金がいくら来るのか解らないのですけれども、なるべく交付金がもらえて有効に使える支援策を策定して参りたいと考えています。</p>
温泉専門幹	<p>おはようございます。地方創生と言う訳でございまして、温泉、いろいろ交流人口の増加とか考えていきたいと思っておりますけれども、自分の職責も踏まえて、全町がどのように良くなるのか見て推進していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。</p>
生涯学習課長	<p>お疲れ様です。生涯学習関係でございます。青少年から年配の方が生涯学習といたしまして、生きがい作り、健康づくり等に邁進してまいりような施策等、それから今年度10月1日にオープン予定でございます。(仮称)北牧学習館を核としてそれぞれにきめ細かく生涯学習ができるようにということで教育長と協力しながら図書館を含めた学習館の整備の方に力を入れて参りたいと思っております。以上でございます。</p>
子育て支援課長	<p>お答えさせていただきたいと思っております。子育て支援課では4月から新しい制度に伴いまして保育をやっていくということで、それらに対応した職員体制をしっかりとつつ、0歳児からの受け入れ、思いやりの心で保育士が接して行くことによって、小海で子育てをしたいなということが分かるようなことをやっていきたいなというふうに思っております。それから子育てのニーズを捉えながらどういったことが必要なのかを検証していきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。それから結婚推進につきましてはまだまだ成果が上がってはきてはおりませんけれども、是非一組でも結婚が出来るようなイベント、学習会等をしてやっていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。</p>
やすらぎ園所長	<p>お疲れ様です。社会福祉協議会の話になって大変恐縮でございますけれども、社協ではこの26年度地域福祉活動計画というものを、チームを作りまして策定してございます。3月24日理事会がございまして、そこでお認めをいただい</p>

	<p>て、来年度27年度から実際に具体的に実施をしていきたいというふうに考えておりますが、その中で只今、議員さんおっしゃったとおり人とのつながりが大切であろうということで住民活動のネットワーク作りをすすめていこうと、ボランティアに限らず、他団体、商工会、青年会、NPO、学生等との連携を深めていきたいというようなネットワーク作りを進めていきたいというふうに考えています。またこれを具体的な運営委員会等々を作りまして進めていく予定でございます。いずれにしても社会福祉協議会が果たす役割というものをこれから議員の皆さんともしっかりと相談しながら進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。</p>
2 番議員	<p>どうもありがとうございました。それぞれ担当して分野は違う訳でございますけれども、町が一丸となって取組まなければならない事業でございます。今、多く聞いておりますと、担当している仕事が主のご答弁をいただいた訳でございますけれども、今回の地方創生は町全体を網羅した対策を建てていかなければならない訳でございますので、交付金というものに拘らずに知恵やアイデアを出し、今まで以上に身を粉にして頑張っていたいただきたいと思うところでございます。さて26年度補正で地方創生関連の予算が計上されました。地方人口減に対して子育て支援に重点を置く、いわゆる地方創生先行型とばら撒き予算といわれております地域限定商品などに使う地域消費喚起生活支援型に大別されるものでございます。しかしこれらはどちらかというところ今までの国の意図のもとで交付されてきたものでございます。これから私は地方創生の本番で国は市町村に本気の競争を求めてくるものと思っておりますし、今後の自治体が提案する独自の知恵、アイデアに対してのみ国は応じてくるのではないのでしょうか。そういったことを考えたときに私は現在のこの小海町の組織体制で対応できるのか、はなはだ疑問を感じているところでございます。総務課長が会計管理者を兼ね、しかも今回の地方創生の企画係が担当するといたしましても、全体的な担当責任者でもあります。そして産業建設課の課長は農政、商工業、建設、観光と担当したり、また開発公社の所長兼温泉専門官を兼ねております。それぞれの管理職の皆さんは優秀ですからそれなりに対応しておると思いますが、私は決して良いことであると思いません。一方わが町には九つの課等がございます。しかもそこには6人もの課長補佐がいます。課の長は置かなければならない事務的なものでございますが、施政であります、課長補佐は理事者の判断で置くことができるという任意の職でございます。それぞれもちろん役割は規則に定められておりますが、地方公務員というものは国に比べると課長補佐の割合が高いそ</p>

	<p>うです。給料は課長補佐になれば当然昇格されていく訳でございます。しかし現在の仕事の中身はいかなものでしょうか。課長が居ない時には課長を補佐するという役割はもちろんあるでしょうけれども、果たして課長補佐というような形でよろしいのかと私は思っているところでございます。私はこの五級、六級の課を課等の長にしてこの課長補佐の職にある方々も課等の長にしこの人たちにももっと頑張ってもらいたい。逆に言うと頑張るべきだと思います。行財政改革が自治体の合言葉だった時は職員の定数を減らすことだけに心掛けてきたと思いますが、現在小海町は特別職を除いて、派遣職員を含めると68名の職員がおります。しかし臨時職員も77名いると報告を受けております。行財政改革を叫んできた時と今は違うと思います。行政が複雑多岐に渡っている今日、私は組織も見直すべきだと思います。ころころ変わる国の方針には臨機応変に対応すべきだと思います、町長はどのようにお考えでしょうかお尋ねいたします。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。地方創生自治体の力量が試されるという事でございます。当然、先の課長会議の中でも地方創生については準備に入るように指示をして、また、単に総務課だけではなくて全課挙げて、全職員が一丸となって対応するという事が、今、ご指摘を受けた通り肝要だろうというふうに私自身思っておりますし、またそのように取り組んで参りたいというふうに思っているところでございます。確かに行政改革を旗印に職員の削減というものをずっと今日まで各自治体において求めてきた。また、追及してきたというのも事実でございます。しかし今、言われましたようにいろいろな仕事、多岐に渡り、また町民の期待にしっかり応えていくためにはそれ相応の体制が必要だというご指摘も頂戴いたしました。当然課を増やすには課の設置条例の改正が必要でございますし、またバランスよく課長補佐を配置することにつきましても、ある面においては非常に難しい人事の面で難しい部分もでございます。しかし今後庁舎の中でも実態としてどういう職員体制にしていくことによって住民サービスが隅々まで行渡るような行政ができるのかということについては、また研究していく必要があるであろうというふうに思っております。ただ現体制の中で課長を中心に精一杯しっかり取り組んで行っているということについては是非ともご理解を頂戴したいというふうに思います。その上にたって今後、組織の見直等を検討して参りたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。但し、これで3月ですので来年と言う訳にはいきませんが、若干の時間を掛けながらまた検討して参りたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。</p>

2 番議員	<p>ありがとうございました。もちろん今の課等の長を中心にして役場の皆さんが一丸となって町民の福祉の向上に取り組んでいることは重々承知しておりますが、ただ時代も社会も大きく変わりつつあるということの認識の中でぜひ、そういう意味での検討ということを研究していただきたいと思いません。今回の地方創生はひと、まち、しごとを作り出す地方の知恵が求められているところでございます。佐久市は安定した雇用の創出、地方への人の流れ作り、結婚、出産、子育ての支援、時代に合った地域づくりを、そして上田市では創夢、町創生、人創生、仕事創生のそれぞれの部会を立ち上げて望んで行くようでございます。佐久市、上田市のような大きな自治体は部課長が大勢いますから対応もしやすいと思いますが、隣の佐久穂町は今回の国の創生戦略に対応するために課を新設いたしました。もちろん新しい課を設置しましたが、どうも1増1減で課そのものは増やしておりませんが、しかし時代に対応する佐久穂町の意気込みというものを強く私は感じたものでございます。また以前私はシンクタンクを導入したらどうかという提案をし、外部の活用も視野に入れた町づくりの対応が必要だと言いました。また、今回施政方針を見ますと長期振興審議会の皆さんが有識者会議になると言われて町長述べておりますが果たしてその辺ところは、私はいかがかなというように思うものでございます。私はやはりこの地方創生にはきっちりとした責任者を付けて対応すべきだと思えますし、町長の公約の一つでもある六次産業化によると特産品づくり等の新たな人、町、仕事創出の町づくりには、組織改革が必要だと思えます。また、今日少子高齢化社会においては介護保険法なども改正され、地域包括支援センターなどの現場にも私は責任者を配置し兼務の職を極力なくして将来に立ち向かう体制を確立すべきだと思えます。先程町長も申されましたが組織改革が私も一朝一夕でできるものではないことは重々承知しております。しかし町が一丸となって向かわなければならぬ地方創生やこれからの町づくりは複雑多岐に渡り、ニーズそしてまた混沌とした社会に対応する組織改革が今その一步を踏み出す、私はこの地方創生というのは良い機会ではないかと思っているところでございます。もちろん組織改革、一朝一夕では難しいと思えますが再度、町長にそのへんのところお伺いいたします。</p>
町 長	<p>お答えを申し上げます。先程も申し上げましたけれども、今回の地方創生の戦略会議につきましては総務課の企画係に1名増員をいたしまして対応していくというのが基本的な考え方でございます。佐久穂町の意気込みのお話もございましたけれども、私共も各管理職を中心に一丸となって取り組んでい</p>

	<p>くと、こういったことについては是非ともご理解をいただきたいというふうに思います。そういった中で今後の事務改善あるいは兼務の事、いろいろな事につきましてはそういった課題の中から、また掘り起こして参りたいというふうに思っているところでございます。いずれにいたしましても今回の計画の中であえて重点的な分野を抽出するとするならば、まず人口減少を緩やかにする事業として子育て支援、あるいは福祉の充実、あるいは移住、定住、あるいは婚活、空き家の再生、また交流外貨の獲得の事業としては観光、あるいは大洗町との交流もありますけれども交流、林業の振興、また手作りによる今お話にございましたけれども六次産業化というものについても研究していく必要があるであろうし、やはり地産地消あるいは林業の振興こういったもの、あるいはエネルギーだとか循環だとかこういったこともあるだろうと思いますし、お金を使わなくてもサービスで出来る事業、予防とか介護とか福祉そういったものについても入るのだろうと思っております。また地域の力を維持するために必要な事業ということで小海線の活性化だとか、あるいは先程も出ましたけれども限界集落こういった地域の活性化とそこに住んでいる民さんがここに住んでいて良かったと、このように思われるようなことをしていくということが大切だろうなというふうに思っております。いずれにいたしましても大きな投資をして出来る仕事、また投資をしなくてもできる仕事、こういったものをしっかり見極めながら、本計画を取組んで参りたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
2 番議員	<p>ありがとうございました。今、町長の話聞いておりましたら、増々私は組織改革して、例えば産業建設課なら商工観光等、また建設というようなものは分けたり、また先程、保育園長先生おっしゃっていましたが結婚とかそういったものはますます重要性を人口減に対しては大きな役割を持つてくるのではないかなと思いますので、またさらにこの町長、組織というもの常に見直ししながら町政を施行していただけたらと思う所でございます。次に2番目の質問といたしまして、持続可能消滅しない小海町についてお尋ねいたします。3月1日付の信濃毎日新聞で将来消滅しかねないという危機感に関する首長アンケートが実施されました。危機感4段階に分けられており強く危機感を抱いているは小諸市や北相木村で13市町16.9%。ある程度危機感を抱いておるは佐久市やあの有名な下條村など49市町村63.6%。あまり危機感を抱いていない松本市、諏訪市、軽井沢町、川上村、そしてわが小海町14市町村18.2%。さすがに危機感を抱いていないという市町村はゼロでありました。この3月1日の新聞報道がありまして私は多くの人から電話</p>

	<p>や、あるいは直接小海は大丈夫なのか、町長は人口減という危機感に対してあの程度の認識しか持っていないのかと問われました。これはしかしながら首長へのアンケート結果であり、私たちがコメントするものでないと申し上げましたが、私が聞いた限りでは大変評判が良くないように、私は感じたものでございます。町長は施政方針の中で人口減ばかりが先行している旨を述べておりますが、確かに一面的に私もその通りだと思います。しかし小海町の消滅は町村の合併か、道州制が取られなければならないとの考えも述べております。先程他の方の一般質問の時にも町長も人口減には危機感を強く抱いておると、ただ消滅するという事になれば、そういう意味での危機感を抱いていないというようなご答弁をいただいた訳でございますけれども、しかし合併は私は吸収される方に回るのでなく、吸収する方に回れば小海町は残ると思います。合併で無くなるのは吸収されてしまうからです。しかし、今の小海の現状や国の中枢都市構想が蔓延すれば小海町は飲み込まれて消滅すると思います。だからこそ消滅しないために強い危機感を持って町づくりを進めなければならないと思いますが町長のお考えをお尋ねいたします。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。先程も申し上げましたけれども、人口減少ということについて危惧している。大きな課題であるというふうに申し上げました。だから何とか人口の減少を緩やかにしたい。そして今ご指摘を受けましたけれども大きな市町村に吸収されるような事があってはならないというふうに私も思っております。そのためにしっかり行政を運営し町民の皆さんと一緒に町づくりを進めていくということでございます。実は私もこの新聞報道された後、八峰の湯へ行ったり、所々へ行った時に大きな批判を直接浴びました。何を考えているんだ町長はというようなお話も直接頂戴をいたしました。いちいち言い訳をする事もいかなものかなと思いましたが、基本的には町民の皆さんはこんなに人口が減少しているのに町の消滅、人口減少イコール町の消滅と同時に進行をする。また同じ考え方を持つ。これは無理のない事だと思っております。先程、平谷村の話、天龍村の話、あるいは北相木村さんの話も申し上げましたけれども、それぞれが住み慣れた地域で助け合い、支え合いながら暮らしていける。そしてそこにより生活しやすいようなサービスを提供していく。こういった事が大切だろうというふうに思っております。ですから町民の皆さんに質問をされた場合については、一緒に良い町づくりをしていきたいと思います。その方にはお話をさせていただいているところでございます。以上です。</p>
2番議員	<p>ありがとうございました。確かに人口というものが減ったからと言って、そ</p>

	<p>の町はよそう、もう潰そうというようなその地域の人達はいないと思うのです。ただ町村は生きていくためにどうしても多くの、軽井沢町は別ですけども、多くは国の援助、国の方針の元で進められてきているというところがございますので、私は人口減少とそれから自主財源独立できない市町村自治体は国がこれからどんどん取り潰していくだろうと、国の財政事情、あれだけ悪化しておりますから、そこに常に危機感をもって私は対応していかなければならないというように考えているものでございます。また人口問題を推計する、今度2040年の人口でございますけれども、この人口問題は推計する人のスタンスによっても数字が変わってきております。2040年の人口も国立社会保障人口問題研究所は社会保障維持の観点から推計するだろうし、また日本創生会議は若年女性の移動を元に推計してきております。したがって若年女性の移動が高いほど消滅しやすようであります。あの志賀高原を抱えた山ノ内町や道祖神祭りで有名な野沢温泉村も小海町より女性の移動が高いから人口減少率は高い所に位置づけられた訳でございます。小海町も極端な話をすれば女性3人のうち2人が流出してしまうということでありまして、そういう意味からいくと県下の中では7番目、佐久広域ではトップであります。しかし逆に考えていけば若い女性の確保を考えれば良い訳でございます。若い女性の確保を考えればいいと、質問している私も大変難しいことだと思っておりますが、私はこの若い女性の流出にこそ町長は強い危機感を持たなければならないと思っております。前回質問させていただきました、佐久病院への産科、婦人科の設置やら、また新たに建てる若者向けの住宅には女性に選んでもらうとか女性の登用を積極的に進めたり、また保育士さんが足りなというならば町でただ受付を待っているだけでなく、大学に出向いて行ったりするような、色々な手段を講じる施策を進めて、その解決の目安がたつて初めて私は危機感はあまり抱いていないのではないかと思えます。そういった意味で女性の登用をはかるような施策というようなものにつきましては、町長はいかがにお考えでしょうか。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。女性登用ということでご質問をいただきました。私も町民課長をやっているときに長野県の看護大学へ保健師を求めて、保健師と2人で行ったことがございます。確かにその時もそうでしたけれども、町の宣伝、宣伝というのは語弊がありますがけれども、こういう町ですと。ぜひ、保健師としてうちの町で働いて下さいということで、一人1町村、3分位の話をして、後は集団就職と同じように、面接と同じように各ブースを設けて、それぞれの皆さんが私共のところにお話にくるということでございます。そ</p>

	<p>ういった中で上田市だとか、あるいは軽井沢そういったところは行列ができますけれども、全く来ない町村もありますし、それでもうちの町には3人程面談に来ていただきました。そういったことは今、ご指摘受けましたように当然、専門的にな職員についてはそういったことをしながら確保と言えば語弊がありますけれども、就職をしていただくというふうな努力というものはしていく必要があるということは常々思っているところでございます。そういった中で係長あるいは課長、管理職、こういったところに女性の登用ということにつきましては、当然、人事適材適所ということで対応している訳でございますけれども、先般もご質問いただきました、私が長になってから職員採用については、ほぼ女性と男性職員半々位だということでございます。若干男性の方が多いですけれども、当然これからの社会、女性の活躍、また女性がそういった形で仕事をしていく。これは当たり前の社会が近いうちに必ず来ると私も思っていますし、そういった形で女性の皆さんにも、職員にも頑張っていたきたいと、常に勉強をしながらそういったノウハウについても知っていただきたいという事はお願いをしているところでございます。以上です。</p>
2 番議員	<p>ありがとうございました。看護大学校まで求人に行ったというようなお話も聞いている訳でございますけれども、やはり今、保育所などでも未満児を預けたいと思っても、保育士さんが足りないというような事もお聞きする訳でございますし、また他のセクションにおいてもそうだと思います。女性がいかに小海町に住んでもらえるような安心した町を作るかという事は、これもまた大きな課題であるのではないかなと思います。そして私は地域は働く場と住む場があれば栄えると思います。小海町がそうなっていない根本の原因は人口の減少だと思います。町長は小海町のトップであります。トップの人間は今日のような大きく変わろうとしている時には、常に危機感を持って強いリーダーシップが求められるものではないかと私は思うのであります。トップがこの人口減少に強い危機感を持つことによって町民もこれは大変だなと、我々もただ町や町長にばかり任せるのではなくて、町民一人一人が腹を据えて人口減少の危機を乗り越えなければならぬというような一体感も持つし、共にトップある町長が私はこういう考え方で人口対策を推進する。だから町民の皆さんの協力を持つというような強い発信をする事は町を挙げての町づくりが盛り上がってくるものだとは私は考えるものでございます。そして町の職員の皆さんは良い町を作りそこに住む人がより幸せを感じるために常に努力していかなければならないし、町民の福祉の向上は町長を</p>

	はじめとして役場の皆さんの責務でもあるし、また義務でもあります。勇将の下に弱卒なし。弱小の下に勇将なしと言われております。町長が常に高い理念を持ち、理念実行には常に危機感を持って職員を引っ張っていく事で職員も切磋琢磨、職務に専念し町民の福祉の向上と私は小海町の繁栄につながると思います。最後にもう一度この小海町の置かれている共時的状況の中で取組む町長の決意をお尋ねいたします。
町長	当然、人口の減少には危機感を持っていますし、それにしっかり取り組んでいかなければいけないというふうに常々思っています。今回、地方創生ということで一つのチャンスが来たということでございますので、それに向けしっかり取り組んで参りたいというふうに思いますので、またよろしくお願いたします。以上です。
2番議員	どうもありがとうございました。私も地方創生が全てだとは思いません。将来に向けての町づくりで、ただ今国を挙げて地方創生、アベノミクスに行き詰った結果が地方創生という言葉になってきているわけでございますので、この機会を捉えて、どうか町長強い決意のもとで町づくりに尚いっそう慢心していただきたいと思います。以上を持ちまして私の一般質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。
議長	以上で第2番、篠原伸男議員の質問を終わります。 ここで午後1時まで休憩といたします。 (ときに12時5分)
<u>第1番 有坂 辰六 議員</u>	
議長	休憩前に引き続き会議を再開します。 次に第1番、有坂辰六議員の質問を許します。有坂辰六君。
1番議員	1番、有坂辰六です。これより通告に従いまして質問を行いたいと思いますが、その前に先般行われました茨城県大洗町との友好都市協定の締結がなされました事を心よりお祝い申し上げます。さらに災害対策支援協力に関する覚書にも調印され今後、両町の交流が深まり発展することをご期待いたします。小海町はかつてフィンランドとスイスのウェンゲンとの間で交流が行われたようですが、国内においては町制施行約60年において初めてとの事であり新井町長にとっても心に残る慶事であると改めてお喜び申し上げます。小海町は昨年、大雪による災害に見舞われまして、その際に町長始め理事者の

皆さんが庁舎に詰めて陣頭指揮をとられ消防や警察、除雪業者、そして各地区の区長さんや民生委員の皆さんを始め、町内の皆さんの協力の下、近在町村に先駆けて除雪や集落の孤立を防ぎ、災害対策に迅速に対処されましたことは多くの方の評価をいただき、また記憶に新しいことでもあります。大洗町の小谷町長も3.11東北の大震災の時に地震発生の際に幹部を庁舎に集め、やはり新井町長と同じく陣頭指揮をとられ町民を避難箇所や標高35mしかない町内の丘の上に避難指示と避難誘導を同時に行いました。第一波はそれでも無かったようですが、第二波、第三波で庁舎の1階が水没し、津波は町内の奥深くまで押し寄せて、引き波により家財道具や瓦礫、自動車などが海に流されるという甚大な災害に見舞われました。しかしその際に一人の死亡者も、行方不明者も出さなかったという迅速な対応は高い評価を受け新聞にも掲載されたと伺っております。その危機管理対応や災害に強い両町における協定の締結は何か目に見えない不思議なご縁があったのではないかと思います。それではこれより質問に入らせていただきます。今回はタクシー利用助成事業に絞りまして幾つかの関連質問や提案をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。私はバス運営審議会の委員を2年間務めて参りましたが、かつてその審議会においてタクシーを主体としたデマンド型の交通体系が審議されその際に幾つかの検討が行われました。平成23年11月の審議会においてタクシー券を先行させデマンドについてはその後の課題にするという方向性が示されました。そして佐久穂町や御代田町を視察し全員協議会で協議がなされ現行の制度が24年9月の補正で予算が確保され現在に至っています。その時は通院支援に着目した制度であり、外出全般を目的とした制度ではないとの事でした。そこでは対象者を75歳以上及び障害者手帳等所持者に限定をされました。しかしこの助成事業の大きな主目的は交通弱者の交通手段を確保することにより住民福祉の推進を図る事とあります。この制度が始まりまして2年半程経過していますがこれからその結果を精査し町民の方々のさらなる利便性を高める制度にする為にも町長の考えをお聞きするとともに、私の考えや提案を述べさせていただきます。私は確かに今までの検証も必要であり、これから先の議論も大切だと思っておりますが、現況において生活に不便を感じて我慢を強いられている人のためにもこの制度を有効かつ速攻に推し進める必要があると考えています。まずは高齢者であり一人世帯の方で交通手段がバス、または親戚や近所の方に頼らざるを得ない交通移動支援の必要な方。また買い物や病院、駅、役場などに外出を余儀なくされ定時運行のバスに頼らざるを得ない生活移動支援も必

	<p>要だと。これは役場と小海分院、JAの小海支所であれば移動は可能であると思いますが、そこから駅や町内のお店など他の目的地に移動して自宅に戻る。このような異なる複数の移動を行う方の支援も必要であります。町長、足腰もままならないお年寄りの方が朝バスに乗って町に行くのと帰りのバスは限られていてなかなか家に戻れない。しかしその都度タクシーを利用することは経済的理由などでとてもできない。このような町民の皆さんの声をよく耳にします。このタクシー利用助成事業で小海町の中心市街地である土村地区と西馬流地区の運行料金を初乗り運賃で対応できれば交通弱者の支援につながるのではないかと考えます。現況では駅前から役場までの初乗り運賃は700円ですが、その逆、役場から駅前は迎車料金が180円掛かり880円となります。しかしタクシーは陸運局で利用料金が定められていまして勝手に料金設定は出来ません。これを可能にするためには役場近辺にタクシーの待機所を新たに設けていただくことで解消されるものと考えております。ドアtoドアの交通手段を確立させて真に交通弱者と向き合う施策が必要であると考えますが、町長の考えをお聞きします。</p>
町長	<p>大変ご苦労様です。お答えを申し上げます。まず、最初に大洗町と友好都市協定が締結できました。そのきっかけを作っていただきました有坂議員さんに心から御礼申し上げます。有坂さんと親交の深い別荘をお持ちの青沼さんとの間、8月21日にその青沼会という仲間の皆さん11人で親沢のやまなかで懇親会の席がございました。そちらの方に青沼さんからお声を掛けていただきまして、私も図々しくそちらのほうにお邪魔をさせていただいた訳でございます。その時に11人の中に細田さんという大洗町の大使をやっておられる。大きな会社の会長さんが居られました。その方とも意気投合し本当に和やかに交流ができました。そして細田さんは次の日には大洗の町長さんとお会いをし、そしてこういった素晴らしい町があるから町長どうだと。こういったお話をさせていただきました。それから私も大洗町を訪問しそして小谷町長さんにもお忙しい中お越しいただき、とんとん拍子で締結の日が迎えられたということでございます。これからが大事だというふうに思っておりますのでどうかまたご協力を頂戴いただきたいとこのように思っているところでございます。それではご質問につきましてお答えをさせていただきます。今、おっしゃったようにバスにつきましては運行を開始し、そしてタクシー利用助成金事業につきましては、もうすぐ2年半が経とうとしています。当然交通弱者の皆さん、こういった皆さん方に足としてご利用いただくために町営路線バス運営審議会でご議論いただきデマンドとか色々な中からこ</p>

	<p>の方式を取り入れたということでございます。そういった中でより利用しやすい体系にするということでは初乗りが700円、そしてお迎えに行った際にはそこに180円プラスの880円というお話でございました。役場かあるいは病院かということになるかとおもいますけれども、ここで待機していればJRに乗ってお帰りになる場合については880円でなくて、700円で行けるということでございますけれども、それにつきましては、タクシー会社さんの方から何らかのアクションが起これば、それはまた検討し答えていくということでございます。こちらから投げかけるということではなくて、タクシー会社さんの方からアプローチがあるべき事だろうというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。以上です。</p>
1 番議員	<p>ありがとうございました。町長これからの高齢者の自動車運転免許証の更新は認知症の有無など医師の診断書や更新時講習、実技試験が義務化され免許証の自主返納の他に強制的に法律により返納を義務付ける法案が審議されており、近いうちに道路交通法が改正されるとのことであります。これは高齢者の死亡事故が増加し高速道路への誤進入や逆走、一般道の逆走、信号無視、交通標識の見落とし、アクセルとブレーキの踏み間違い等によるもので、全国的には交通事故や死者数は減少していますが、高齢者の死亡事故や危険運転が増加しており、抑制するには従来の自主返納だけでは対処しきれないとの判断によるものです。小海町にも高齢の方が多数おられて農作業等においても車を利用し、集落が分散し移動手段も自家用車に頼らざるを得ない現況において免許証の返納は生活に直結する大変な問題であります。私は今後そのような改正がなされても町民の皆さんに対して利便性良く不便を掛けない交通体系を構築することが求められていると考えております。私はこのタクシー利用助成事業で対象者の範囲の緩和など、今回の一般質問で行いたいと準備をいたしました。しかし今回提出された27年度の予算書に対象者年齢の70歳への引き下げ、更に利用券の限定枚数36枚への引き上げが上程されておりました。私個人としてはこの予算が可決されますことを強く願うものであります。また年齢にとらわれずに免許証の無い移動支援の必要な世帯の方も対象になりますよう考慮していただければと考えておりますが、町長の考えをお聞きします。</p>
町 長	<p>お答え申し上げます。安全、安心面から体力的な判断、あるいは限界を感じたときには免許証を返納する。また、道路交通法が変わって強制的に免許証を返納されるような法律改正が今、準備をされているというお話をお聞きいたしました。車の無い皆さん、こういった山間地でございますのでこれまで</p>

	<p>自家用車で移動していたものが無くなるということについては、交通手段として家族の送迎、あるいは町営路線バス、あるいは介護送迎車、そしてタクシーを利用するしか方法が無いということになってしまいうだろうと思います。以前から何回か協議し、町外まで交通手段をOKだよと改正をしました。そして今回の予算の中に今、有坂議員がおっしゃったように70歳までの引き下げ、そして24枚を36枚にしていきたいということで予算を計上させていただいております。より利用しやすい形をとっていくということが肝要だろうと私も思っております。今後また有坂議員さんもバスの運営審議会の委員さんでございますので、一緒により利用しやすい形というものを整備し、そして町民の皆さんに利用していただくということを求めていくということは必要だろうと思います。しかしそれを求める物についてはタクシー会社うんぬんということではなくて、あくまでも町民の皆さんにとって利用しやすい。そういったことを重視にして議論をしていく必要があるなというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
1 番議員	<p>ありがとうございました。高齢者のみならず小海町の交通体系の見直しは喫緊の課題であります。特に町民の皆さんと直接的に触れ合う交通手段であるタクシー利用助成事業の見直しは必要不可欠であり重要な課題であります。先程触れましたが、現行のタクシー料金は600円で購入すると1500円まで利用できます。1500円を超過すると単に不足分を支払えば良い訳ですが、タクシーの初乗り運賃は1.5kmまで700円であとは288mごとに100円が加算されます。駅前以外はその他に迎車料金が180円別途加算されます。初乗り運賃では土村、西馬流、卒道団地の全域、それと大州、鎰掛、二タ小池、東馬流、本間川の一部までが範囲であり、その地区の方は利用された場合には迎車料金を含めて880円掛かります。1500円で清算すれば差額分、620円が利用不可となり、その人たちは600円で買った券で700円から880円しか利用できない結果となります。現行ではその差額をタクシー会社でそれぞれの氏名や金額の内容を役場に提出し精算金を受け取るシステムの様です。私は助成金を多くの方が効率的に利用を促進するために利用料金の見直しを提案させていただきます。1つの提案は利用券を500円と1,000円券の2種類とすることです。購入額は600円で変わりがなく助成率は同じでありますので大きな差異は無いと考えているのです。これにより初乗り運賃で1,000円券の利用範囲は、宿渡、大州、芦谷、大畑、二タ小池、小原団地、東馬流、本間川の全域、そして鎰掛の公民館近辺までが可能になります。さらに組み合わせを行う事で川平、中村、箕輪、鎰掛、杉尾、宮下の全域と本村、本間上の一部、</p>

	<p>二タ小池の松原湖駅近辺までが1,500円の範囲となります。2,000円までの範囲は市の沢、本村、八那池、本間全域と親沢公民館の近辺であり、それ以上の親沢、川平、松原、稲子、芦平、溝の原、五箇までが2,500円の範囲となりまして町の大半が網羅されます。町外との境は大石川と川又、八那池、洞門までがおよそ2,000円と同額なので、これ以上は自己負担とすることが可能です。これにより利用対象者の工夫次第で自由度も増し利便性も高まり公平公正な制度ではないかと考えます。またさらに進めて二つ目の提案は思い切って助成率を変更して300円で購入していただき、利用券を1,000円券のみの1枚とすることです。このことにより高齢者の利用券が単純化されるとともに購入額が900円で3,000円までの利用が可能であり、近い距離利用者の方にも、遠い距離の利用者の方にも公平であり、利用者の負担も軽減されて町民の皆さんに寄り添った制度となるのではないかと考えます。今期もタクシー利用助成金420万円の予算が上程されましたので、今後この制度の周知徹底していただき小海町の交通弱者の皆さんが日常的に出来る制度として定着し地域に浸透するすばらしい施策となることを期待しますが町長の考えをお聞きいたします。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。今幾つかのご提案をいただきました。現在は600円で1,500円まで利用できますよと、簡単に言うと2.5倍という数字でございます。ですから今のお話のように500円だと1250円まで、あるいは1,000円だと2,500円まで乗車できる。また今、300円で3倍、900円という提案もございました。いずれにいたしましても全体のバランスを考えていかなければいけないという事が一点。もう一点は今も有坂議員さんからもお話ございましたけれども、高齢者の皆さん、あまり複雑な制度にするということもいかがなものかというふうにも思っております。町の中心部の方はそれなりに利便性が高い、また山間地の皆さんは大きな負担になる。それらについてまた研究をしてバランス良くやっていかななくてはいけないと思います。今、幾つかのご提案を頂戴いたしましたけれども、また、町営路線バス運営審議会の中で、各老人クラブの会長さんもおられますし、色々な皆さんのご意見をお聞きしながら、これまで2年半やって来た中での、先程申し上げましたけれども、町外までも良いです、あるいは年齢、あるいは枚数、こういったことについてもより利用しやすい方向にということで改善をこれまで加えて参りました。引き続きそういった所でご議論をいただきより利便性の高い制度に改めるべき所は改善をしていく、また不公平が生じるようなことは決してあってはならないというふうに思っておりますので、是非ともまた町営路線バス運</p>

	<p>営審議会の中で詳細についてはご議論いただき、また3年を迎える今年の10月あるいは、来年度の平成28年度の予算の中で良いことは取入れて参りたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
1 番議員	<p>ありがとうございました。来年度の予算で考えるという答えなのですが、最後になりますのでもう少し、るる申し述べてまいりましたが、タクシー利用助成の質問は3回を超えてしまいましたので答弁を求めることはできませんが、もう少し私の考えを述べさせていただきたいと思っております。これは極端な話で恐縮ですが、現在、町の助成金は1枚で900円の助成をしている訳ですので420万円を900円で割ると4,666枚です。端的に言いますと、100円で購入していただき1,000円券にしても助成額は420万円であれば当然のごとく全く同じ4,666枚の発券となります。話は変わりますが大洗町の小谷町長に小海町の印象はどうですかお聞きしたところ、小海町は自然が素晴らしいのはもちろんですが、医療、介護、福祉の体制が整っている。そのことを第一番に挙げていました。私はそこにもう一つ元気な高齢者のための福祉政策が加われば、医療、介護、福祉のもっとも充実した支援対策の町として小海町が自信を持って全国に発信できると考えています。私はこれこそが最初に述べた本制度の主目的である住民福祉の推進を図る事であり、真に高齢者と向き合うドアtoドアによる交通弱者支援事業であると考えています。これはタクシー助成に限らず、9番議員さんか10番議員さんがかつて述べられたという、空気を運ぶという名言がありますが、バス事業の見直しともリンクしておりまして100円から300円の範囲で町内の移動を支援できると、このことを今行われている地方創生の理論によりコミュニティーバスの導入などと絡めて小海町の新しい交通体系の見直しを検討する必要があるのではないかと申し上げまして私の質問を終りとします。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上で第1番 有坂辰六議員の質問を終わります。</p>
<p>第 1 2 番 佐 藤 二 三 雄 議 員</p>	
議 長	<p>次に第12番、佐藤二三雄議員の質問を許します。佐藤二三雄君。</p>
12番議員	<p>12番、佐藤二三雄です。町長2期目、骨格予算から当初本格的な当初予算でございます。初めてでございますのでよろしくお願いいたします。提案されました平成27年度予算、この予算に寄せる町長の思いに、そしてどのように町</p>

	<p>づくりに臨むのか、町長の決意、その一点に焦点を絞ってお聞きしたいと思います。私はちょうど1年前、くしくも3月12日、町長2期目の新たな4年に向けて町長の決意と職員の不祥事について考えを質しました。今回は平成27年度、町政推進に臨む決意をお聞きしたいと思います。町長は1期4年間、少子高齢化対策、健康と福祉、子育て支援、インフラ整備等々常に町民の目線で議会の意見をよく聞き、これまで誠実に町づくりを進めてきたことと、その実績に対し大いに評価してきているところであります。しかし、2期目は一段と町民の期待は大きくなります。スタンスを変えるべきところは変えて、行政を大胆に推進していただきたい。私も町民の一人として大いに期待しているところでございます。そこで平成27年度、施政方針を聞き、一つ一つ具体的な政策より、町長のこの予算に込める想いをお聞きしたいと思います。私自身も周りの人々を小海町としてこの地に住み続けていきたいと思っている限り、私も小海町が消滅することは決してないと思っています。今年から地方創生総合戦略によって万が一地方の再生ができなかった場合、政府において道州制に移行することを懸念してやみません。そのようにならないためにも待ったなしの人口減少問題と、町の活性化、定住促進に向け、地方創生総合戦略への意気込みと子育て住宅の建設など、新たな子育て支援の充実などの決意をお聞きしたい。また、2期目のスタートに相応しい新たな事業として、2月26日に大洗町と友好都市協定を行いました。大いに評価するとともに、これから長い交流ができるように共に頑張ってもらいたいと心から思っていますが、協定締結に寄せる想い、そして、人口減少は避けなければならない中で町民が住んでいた良かった、住み続けたいと思う町づくりについてどのように応えていくか。覚悟の程お伺いしたいと思います。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。佐藤議員さんには節目、節目でご質問を頂戴してきました。厳しいご指摘と励ましをいただいたのも事実でございます。今回のご質問も本当にありがたいというふうに思っています。特に最近では1期目の総括、そして、昨年のお話しが出ましたけれども、2期目に向けての抱負、また、職員の不祥事の再発防止、その中で町長は職員に甘いのではないかと、こういった厳しいご指摘も頂戴したところでございます。職員、そういった教訓を活かして、今町民福祉向上のために私を先頭に同じ方向を向いて頑張っていく、そういった覚悟で行政を進めているところでございます。今回は27年度に向けた私の想いということでございます。当面の大きな課題として10月1日にオープンを目指しての(仮称)北牧学習館の整備に力を注いで参りたいというふうに思っています。そして、いくつかの皆さんからご質</p>

	<p>問を頂戴しました。地方創生の戦略的なもの、また、商工会が今実施しています中心街の活性化、こういった調査等を踏まえてこれらも含めて地方創生の中でしっかり取り組んで参りたいと、このように考えているところでございます。自治体の消滅につきましては町民の皆さんにある面においてはご迷惑をかけたかもしれません。アンケートにつきましては。しかし、何人かの議員の皆さんからご質問を頂戴し、私の想いというものについては伝わっているのではないかというふうに思っています。しかし、しっかり取り組んでいくことが肝要であるというふうに思っています。特に消滅の問題につきましては、人口規模が法律で何人を下回ればこの町村はもう存立が駄目だ。こういった法律はどこへ行ってもない訳ですので、自分たちが頑張っていれば、また皆で力を合わせていけばそういった形にはならないということは何回も申し上げた通りでございます。ただ私も、この地方創生に万が一失敗すれば道州制ということが避けられないようになってくるのではないかということについては佐藤議員さんと同じように懸念しているのも事実でございます。定住促進、あるいは子育て支援、こういったことに力を注いでまいります。当然、より子育てしやすい町を目指していくことが大前提でございます。町長2期目のそのスタートで今、お話しがございましたように、大洗町との協定が締結することができました。本当に町民の皆さんに後押しをしていただき、そして議員の皆様方のご協力を頂戴し、そして締結した以上はこれから、先ほど有坂議員にもお答え申し上げましたけれども、これから大事だというふうに思っています。どうか末永くお互いに交流を深めていけるように、私ももちろん先頭に立って頑張って参りますけれども、議員の皆様方のご支援とご協力をよろしくをお願いをしたい。そのように思っているところでございます。最後になりますけれども、2期目五つの政策を掲げて当選させていただきました。町民の皆さんの訴えを聞きながらしっかり対応していく。そして思わぬ災害や不断に湧き上がるいろいろな課題にできるだけ素早く対応して参りたいと、このように思っているところでございます。その過程の中で今ご指摘を頂戴しました、時には大胆な思い切った政策、こういったことについてもしっかり積極的に取り組んで参りたい。このように思っていますのでこれからもまた何分よろしくをお願いしたいと思います。以上でございます。</p>
12番議員	<p>ただ今、町長より平成27年度予算執行に臨む決意をお聞きいたしました。地方創生総合戦略、大洗町との交流、子育てしやすい町づくり、想いも聞いたし、決意も聞きました。新たな事業に対しては積極的に挑戦していった</p>

	<p>だきたい。良い事には私も議員として応援して参りたいと思います。私も自治体消滅に関しては町長と同じ思いで断じてあり得ないと確信を持っている次第であります。町民が住み続けたいと思うような温かい町づくり、町のあるべき姿、方向性を指し示すメリハリの利いた、バランスのとれた町、財政課題に着実に対応した予算であると思います。特に今は、健全財政に努め、借入金を減らし、基金に積み立て、安定財政を確立してまいったことは事実でございます。しかし、2期目は健全財政を維持することは大事でございますが、公約の実現、若者定住促進住宅の建設など、町民の求める事業をしっかりと精査し、基金を投入し、将来喜ばれるような思い切った大胆な仕事に取り組んでいくことを強く期待しています。それにつけても、地方と国、県との関係が大きく変わり、国、県の方針に従って動いていけば良い時代は過ぎ、地域が自らの知恵で未来のラインを描き、施策を実行していかなければならない時代と言われる今日、民間感覚を全面的に押し出し、事に当たっていく勇氣と知恵こそ必要ではないかと思う次第でございます。ただ、いつの時代、時においても、財政の入るを量りて出るを制す、この財政規律の基本理念を踏襲していくこと、精神を決して忘れてはならないと思います。私は常日頃思っていることですが、役場職員は町のシンクタンク的な存在であり、最大の頭脳集団であると認識しています。この集団が、予算がない、金がないと言って何の手立ても講じずに、工夫もせず、ただ無為に時を過ごすようであってはならないと思います。願わくば、統括官たる課長を中心に、予算に込められた精神に想いをはせ、計上された予算に何倍もの付加価値をつけ、運用していく、こんな勇氣こそが職員一同に求められるところだと思いますし、期待しているところでございます。長くなりますので以上で終わります。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>以上で第12番、佐藤二三雄議員の質問を終わります。 ここで2時5分まで休憩といたします。 (ときに1時47分)</p>
<p><u>第8番 鷹野 雄之助 議員</u></p>	
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。(ときに2時5分) 次に第8番 鷹野雄之助議員の質問を許します。鷹野雄之助君。</p>
8番議員	<p>第8番、鷹野雄之助。私は今定例会、一般質問といたしまして、2問通告い</p>

	<p>たしています。通告の順位に従いまして質問を申し上げたいと思います。まず初めにふるさと納税について伺いたいと思います。この制度は2008年に始まり、初めは全国の各自治体でも大きな動きがなく低調でありました。その後、一部自治体において制度の有効活用として返礼品方式を導入、全国の自治体が地域の活性化対策として大きな関心を持たれているとの新聞記事が掲載されています。その一部をご紹介申し上げたいと思います。資料として皆さんのお手元に配布しました。町村ごとの表を参考としてご覧いただきたいと思います。教えて税と予算、ふるさと納税寄付が安くなるというタイトルでございます。応援したい地方自治体にお金を寄付すると住んでいる自治体に納める税金から戻ってくるふるさと納税がお礼として自治体からもらえる特産品が人気を呼んでおり、自治体もさらに寄付を集めようと知恵を絞る。岡山県の北西部にある新見市は昨年9月、寄付額に応じた5段階の特産品のコースを設け、売出し中の地元産キャビア等、最大8種類から選ぶようにしたパンフレットも一新して東京、大阪でPRしたその結果、寄付は最初の1ヵ月で551万円。今年1月までの5ヵ月間で3240万円に達したと。2013年度の年間の寄付額が339万円、特産品を充実させて希望の品を選ぶ仕組みにしたことで人気に火が付いた。新見市、漁業組合長さんはキャビアのようなこれからの産業を育てていければと、ふるさと納税が地場産業の育成につながることを大きく期待をおかれている。当初は量が少なかったが、最近の特産品が注目を集め、ふるさと納税ブームに火が付いた。北海道夕張市はもちろん夕張メロン。高級牛は枚挙に糸目がなく、中には長野県飯山市の地元産パソコン等、食べ物以外の品もある。制度を利用した寄付額は8年の72億円から12年は130億円に増えた。15年度の税制改正で年収などが決まっている上限額が寄付から寄付金2000円を自己負担を引いた分の税金が戻る仕組みは変えないが、上限額を引き上げる。夫婦どちらかが働く世帯において年収500万円の場合、自己負担2,000万円で寄付できる上限額は今の3万円から5万8,000円にほぼ倍増する。必要だった確定申告も15年度から先に申請すれば不要になり、手続きが簡素化されているということで、非常に全国的に人気が出てきているという事でございます。ただし、あまりの人気に最近総務省から行き過ぎた対応は慎むようにというようなお考えが示されているようです。ここで総務課長に伺います。制度の現況と将来、現在の納税状況について伺いたいと思います。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お答えを申し上げます。ふるさと納税の現状でございますが、26年度まではただ今ご説明有りました通り、税額控除が寄付金から2000円を引いたものの</p>

	<p>10%というものでございました。これは一般の勤労者、納税額に応じて上限が設定されるということでございますので、今の今次、税制改正のなかでは20%に引き上げられるというようなことが今国会で審議中でございます。それから、納税のワンストップ特例ということでございまして、確定申告を行わない給与所得者については確定申告はいらなくなるという、5件以内という条件付きでございますが、そういうふうにより便利になるという点も予定をされています。現在の納税状況でございますが、26年度、今時点で35名の方から123万円の寄付を頂いています。昨年に比べてだいぶ増えているということでございまして、今年は特に大口の20万円というような大口の方が何名かいたというようなこともございまして、額が増えているということでございます。それから返礼品でございますが、季節の野菜等々、最終的な自己負担分にあたります2,000円相当分の返礼品を送っているということでございまして、改正法が成立した時点で国の方から改めて大臣から返礼品の還元率に関しての自粛通知が来るということが前振りでも現在届いてきています。そもそもこのふるさと納税、ふるさと寄付金につきましては、寄付金であるということが大前提でございますので、経済的利益の無償の提供であるということでございますので、返礼品で争うということ当初から想定していなかったというようなことでございます。2,000円でいくらのものがもらえたというような誤解が見受けられるということから大臣通知で近々来るであると思われま。そういった中で国の方においてもそういったことは自粛してください、良識ある対応を取ってくださいという対応の通知がまいるということが今事前に通知いただいています。ただ、ご指摘の通りこの返礼品というものが有効活用される中で産業振興に結び付くというようなことがあればそれはそれで研究すべきであるというふうには受け止めていますので、そういった検討をこれからしてまいりたいというふうには考えています。</p>
8 番議員	<p>今、総務課長からご説明いただきましたけれども、国は当初この制度に対して返礼品というようなものが想定していなかったと。そういうことに対してはやはり自粛を、あまりの過熱は、というような注意が来ているということでございます。そういうことの中で、地域の振興ということであるならそれまでには制約がないというふうには理解しているところでございます。その中で私はこの制度は町にとって大変有効的、町の活性化策になるのではと強く感じるものであります。昨年第4回一般質問で5番議員も提案していただきました通り、地場産業振興策として今年度取り組み、鞍掛豆の加工、そして、そば、ラー油、にんにく、辛なんばん、ジャム、いちご、トマト等季節食に合った</p>

	<p>ものを加え、加工せずにできた地方色豊かな独自産業化した地産食種、今年度再整備される加工施設等、今まで町が推進してきた地場産業の育成策が活かされる最高の制度ではないかと思われます。また当町には、他町村にないふるさとの森事業の顧客160名、松原湖高原別荘顧客460名に対して案を示し、納税のお願い等を送付したらいかがと。宿泊、交通費、温泉利用券等の無料券等の考慮した対策を実施することによって観光業の振興に寄与ができるのではないかと。私は寄付額の5割以上をお礼としてお返ししても、町の活性化対策の観点からこの制度はわが町には大変有利な事業と思われる。これに対して町長の今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。今、町の活性化につながると。また、独自産業で町の特産品等を返礼品として送付することによって相乗効果が生まれるというようなご提案を頂戴いたしました。当然今、別荘の所有者あるいは、ふるさとの森のオーナーの皆さん、こういった皆さんに働きかけをということも言われました。個人情報という面もございますけれども、何かと一緒にばいいいのかどうなのか、そういった点も研究していかなければいけない訳ですけども、いずれにいたしましても、より多くの皆さんに小海町に寄付を頂戴する、ふるさと納税をしていただく、こういったことについては引き続き対応をしてみたい。ただ、過度の競争になるような事だけは避けて参りたいというふうに思っているところでございます。</p>
8番議員	<p>私はぜひ、町の活性化の一つの非常に大きな事業になるのではないかとこのように感じますので、しっかりと取組みを要望を申し上げたいというふうに思います。次に第2問といたしまして、豊里林野水利保護組合について伺いたしたいと思います。私は豊里林野水利保護組合は実質的に財産区として位置付けられて活動してきた団体であると理解していましたが、と申しますのは町長も十分ご承知の事と思いますが、豊里林野水利保護組合は過去から現在まで特別公共団体として活動してきたからであります。明治22年、町村施行により稲子村、豊里村、千代里村、この3村が合併し北牧村が誕生した訳でございます。しかし、合併後稲子村、千代里村より財産の統一が中々利害の関係で拠出がないということの中で29年という長きにわたり、なかなか統合ができなかったということでございます。それが昭和11年4月に豊里林野水利保護組合統一案が北牧村村会で可決され現在の豊里林野水利保護組合が存在している訳であります。その統合案を指導したのが当時の県林務課公有林係長技師、倉石貞蔵氏が働いたこととあります。これは豊里林野水利保護組合成立及び成果概要書に記載しています。しかるに平成18年に5年間遡及</p>

	<p>し、納税を求められ、現在も引き続き納税が続いている状況でございます。地方自治法第1条3で言われる公共団体、特別公共団体であるなら課税はないと思われませんが、また、普通公共団体、特別公共団体でないなら人格権のある法人か、無人格団体か、これらを踏まえた豊里林野水利保護組合と町の関係、地方自治法第142条禁止条項について町長の考えを伺いたいと思います。</p>
町長	<p>今、142条の条文がここにはないものですから、ただ、従来から今、お話しがございましたように稲子村、豊里村、千代里村、そして北牧村が誕生し、そしてそれから年月を経て、昭和11年に今お話しがありましたように県の指導員より今、村長が組合長を務め、また収入役が会計を管理するという制度になったということでございます。それからずっと今日まで準財産区的な扱いで財産の保護、管理活動をずっと今日までしてきたということでございます。正式な財産区ではございませんけれども、慣例により町で事務処理をしながら経費につきましても一定のご負担をお願いしてきました。ただし、財産区の場合には財産区の繰入金でございますけれども、保護組合につきましては雑入ということで処理をしてきたということでございます。財産区と保護組合というのはこれまで特徴的な差異はなくて今日まで来ているわけでございますけれども、ただ、法人税等の課税、あるいは、公職選挙法に則っての議員ではなくて、各地区の推薦による形ということで、公職選挙法は適用されていないということでございます。基本的には任意団体であり、地方自治法上の特別の地方公共団体として位置付けられている北牧財産区とか、そういった財産区とは違うということのような私は認識を持っているところでございます。ですから課税が適用になったということだろうというふうに解釈をしているところでございます。</p>
8番議員	<p>町長やはり準財産区的なものだという考えを持っておられるということでございます。それと、142条というのは受け入れの禁止条項ということでございます。私も自治法の中で本を調べてみましたが、中々これに該当するものがないだろうということの中で調べて、県の地方課の方と協議してご指示を頂いたということで、やはり長がそういった団体の長を兼ねることはこの請負人に関する協定、そういうものになることができないという規定が該当になりますというご指導を頂いたということで142条をここに計上したという事の中ではそれはもう団体ではないではないと県の方もそういった見解を私は頂いたということでございます。その辺はまたぜひともしっかりと協議していただきたいというふうに思います。そこで私は町長に再度提案を申</p>

	<p>し上げる訳でございます。この問題に対しまして、再度過去の関係、調書等を精査し、国税当局と免税について交渉すべきではないか。また、その交渉が不調の場合、違法状態を解消するために総合調整として公共的団体の指揮、監督の方法として地方自治法第157条1項の規定により町長は当該団体の公共的団体等の活動を計るためこれを指揮、監督することができる。豊里林野水利保護組合と北牧財産区との統合を指導されたいかがというふうに思います。</p>
町長	<p>先ず第一点目の現在の保護組合として多額の納税をしているまた、町も法人町民税、あるいは固定資産税、貸別荘でございますけれども、そういったものを保護組合から納付をしていただいている。それについてまた国税等もでございますけれども、それらについて当時に戻って再度税務当局と交渉したらどうかと、こういったご提案でございます。現時点においては法人税等の申告納付することはいろいろ議論してきた中で税務当局の決定と言うことでございますので、現時点においては当然の義務であり、また、継続をしていかざるを得ないと、このように認識をしています。ただ、そんな簡単に、はい、そうですかという訳には参らないというふうに思っています。当然この課税される時も大きな議論があり、そして税務当局とも議論を重ね、結果としてこういう形になったのであるというふうに思っています。ですから、また当時の議会議事録、あるいは保護組合の議事録、そういったものを少し紐解いて見てみたいというふうに思っているところでございます。非常に難しい問題であるというふうに現時点においては思っています。もう一点、今の142条、そういったものもでございますし、兼務の兼職の禁止、こういった部分からしても町長が管理者をしているべきではないというご指摘を頂戴いたしました。そういった中ではどうするか、ということで今ご提案があったのは、極端ないい方をすれば解散をして、北牧財産区として運営していったらどうかというのが今の鷹野議員さんのご提案であると理解いたします。ただ、これにつきましてはハードルが高いというふうに思っています。保護組合の規定によりまして、全区の同意を得てまず解散する。こういった形になるかと思えます。そして、北牧財産区に無条件で財産の統一を図っていくということになれば非常に問題そのものは解決する訳でございますけれども、現時点においてはその気運というものはほとんど地域の皆さんにはないのではないかとこのように私自身思っています。まだ地域の皆さんに問いかけてもいませんし、またそういったご提案もしたことも一度もございませんので、果たしてどうなるかということについては答弁は控えさせていただいた</p>

	いというふうに思っていますのでよろしくお願いします。
8 番議員	<p>税務当局との交渉は大変である、これは当然であると思います。そういう事の中で小海町の豊里林野水利保護組合90周年記念という冊子がございしますが、この中にやはり豊里林野水利保護組合の成果概要というのがございします。この中にやはり今、私が触りましたことが書いてあるということで、これは何かと言いますと、元々は公共団体であると。それがやはり財産の統一ができなかったということの中で29年近くごたごたがあって、それが結局県の指導によってやっと北牧村に財産の大部分が拠出されて、現在にきていると。そういう経過の中で豊里林野水利保護組合という団体があるということの中で私は公共団体だろうということを町長にも今、申したように当時の議事録を見れば合併に至った経過がある訳でございます。それは豊里林野水利保護組合が議決したことについては北牧村においては審議無しでそれを全て認めてというような情報の中でそういった財産が生まれているということですから、一番は公共団体ということを知っていただければ町長が当然関与しても何ら問題ないであると。そういうことの中で私は今、申したのは157条の1項の規定により長は団体の区域内の公共的団体の活動の整合性を図るために統合をすることができるということでございます。というふうにこの条文からいけば、それで統合の対象となる団体とは何かということの中では、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社、司法保護の更生協議団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化教育事業団、公共的な活動を営むものは全て踏まえる。法人であるか否かは問わないという、そういうものに対して長は指導ができるということ、そういうことの中で合併と言いますか、統合を推進したらいかがか。これはあくまでも私の考え方でございすけれども、財産区の中にやはり水利部という部分を入れて、そしてその議員定数を改正して保護組合議員数を確保し、そして水利部の議決したことは内規において本会議においてはいわゆる可決決定するという内規を設けてやれば一切の問題はなく統合ができていく訳です。そうすることによって豊里林野水利保護組合の権益は侵されないであるという考えを持つものであります。そういったことの中で、一つ協議をして団体をまとめていただきたいというふうに思います。以上で、私の今定例会の一般質問を終わりとさせていただきます。</p>
議 長	以上で第8番、鷹野雄之助議員の質問を終わります。

第9番 的埜 美香子 議員

議 長	次に第9番、的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。
9番議員	<p>第9番、的埜美香子です。一般質問に先立ちまして一言、東日本大震災発生から4年を迎えました。改めて犠牲になられた方々に追悼の意を表するとともに被災者の皆さんにお見舞いを申し上げます。被災地では4年が経過した今でも23万人もの被災者が不自由な避難生活を強いられ、時が経過する程、被災者の生活に様々な困難がのしかかり、被災者から希望を奪っていく事態が続いています。住宅再建、医療、介護などの支援策、そして何よりも生活と生業が再建され、被災地の復興が成し遂げられるまで国が責任を果たすことを強く求めます。そして、原発事故の被害に対して、加害者である国と東電は賠償と除染に対する責任を果たし切ることが復興の大前提です。通告に従いまして一般質問をいたします。平成27年度施政方針が示されました。先ほどから皆さんの質問にありますように政府が進めようとしている地方改造とでもいえる、地方創生総合戦略にどう取り組んでいくのか、一つのテーマのようであります。自治体消滅論に基づく安倍流地方創生で本当に地域や地方自治体の未来は開けるのか、本当に地域再生に必要な道なのか、そういったことを考えながら議論していければと思います。一つ目の質問に入らせていただきます。施政方針の中に地方創生総合戦略策定につきましては2月に町長以下課長等をメンバーに推進本部を立ち上げ、町の総合計画と深い関係がありますので広く町民の皆様の意見を伺う場として長期振興計画審議会を有識者会議と位置付けとあります。予算説明の中でも、先程のお答えの中にも、今年度審議会の回数を3回に増やすという事でしたが、有識者会議と位置付けた審議会をどのようなメンバーでどのように進めていくのかも一度具体的にお答えください。</p>
町 長	<p>お答えを申し上げます。施政方針の中で地方創生の総合戦略を立てるということで、推進本部につきましては私をトップに課長等でやるということでございます。そして、その有識者会議ということで長期振興計画審議会の委員の皆さんにそれをお願いして参りたいということでございます。当然今年度26年度に後期の長期振興計画をお認めをいただいたところでございます。そしてそこに合わせて人口減少の克服と地域経済の活性化、こういったことで新たに計画を策定することになりました。長期振興計画と密接、また、不可</p>

	<p>分であるというふうに私は思っています。当然、町の基本的な計画があり、そこに新たな課題というものを乗せて、そして総合的な戦略を練っていくということを考えているということでございます。そういった形で長期振興計画と一体として審議をしていくことが良いだろうと、一番マッチしているだろうという判断からそういう形を提案させていただいたという事でございます。当然、その計画を立てる上においては町の事業計画の基本であることには変わらないというふうに思っています。そこに新たな発想を加えるということでもあります。当然、審議会の委員の皆さんにつきましては、総務常任委員長さん、そして民生文教常任委員長さんにも加わって頂いている訳でございますけれども、そこから団体の皆さん、そして代表の皆さん、そして合わせて一般公募の皆さんということで組織して参りたいというふうに考えているところでございます。当然、今の長期振興計画審議会の委員の皆さんの任期もある訳でございますので、その委員の皆さんにお願いをして参りたいというふうに考えています。そこへプラスですけれども、当然いろいろの団体の皆さんの意見を聞く場、あるいは、町の単独ということもございますけれども、当然の県の動向、あるいは佐久広域の動向、あるいは南佐久の動向、そしてまたこの近くの南佐久南部広域の動向、どうしてもそういった皆さんとの関連ということも出てこようというふうに思っていますので、それらも踏まえてこういった有識者会議という形で位置づけさせて頂いたという事でございますのでよろしくお願いいいたします。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>長期振興計画審議会にまた新たな発想を加えてという話しであります。そして先ほども総務課長の方からもありましたけれども、5年というスパンがちょうどこの町の総合計画と同じなので一体としてスライドして立てていきたいというようなことにお答えになられたと思います。また、この1年をかけて長振をまた作り変えるようなイメージも持ってしまった訳ですが、私も昨年議会からの選出でただ今町長からありましたように長振の会議に参加をしまして、率直な意見を言わせていただきますと、従来通りの当て職役員が集まり、町が提示した計画、あるいは事業費に質問や意見を述べるというような形のやり方で、委員にとっては何を質問して良いのか、意見して良いのか、はっきり言いますと広く町民の皆様の意見を伺える場にはとてもならないというふうに思いました。公募枠をもっと増やして町民の意見を聞きだしたいという姿勢で町づくりに夢を持って語り合える場としていただきたいです。実際に審議会の中で多く発言された方は公募の方たちでした。施政方針で、先程の続きで合わせて優良事例の発掘や紹介、調査、事実情報</p>

	<p>提供などを目的に外部アドバイザーを導入し、人口減少の鈍化、定住促進等実効性のある目標と施策を速やかに作成して参りますとあります。この外部アドバイザーはどういった方を考えているのか、先程の審議会のあり方と合わせてもう一度お聞きしたいと思います。</p>
町長	<p>今回の計画につきましては、先ず計画を立てる。今まででしたら後は実行で実績という話しになる訳でありますけれども、当然プランを立てまして、実行し、その後評価し、5年間の間に1年間ずつ評価をしながら不足している部分、改善すべきところは改善していく。こういった形でPDCAというサイクルということですが、そういう形でこの短期間に効果を上げるというのが原点でございます。当然多くの町民の皆さんのご意見をお聞きすること、また、議員の皆さんにもいろいろなご提案やいろいろな意見を聞く場というのは当然設けている訳でございますので、ある面においては町民の皆さんの代弁者が議会の議員の皆さんである。そういったことも位置づけとしてはあるのだろうというふうに思います。当然すべてが決定している訳ではありません。これから計画を立てる過程の中でどういう方法がいいのかという事については早急に精査をし、そして計画作成に入っていくということでございます。また、そういった中で専門的な知識をお持ちのアドバイザー、外部の人でございますけれども、今いろいろな皆さんと当たっていますけれども、その中から小海町に相応しいアドバイザーを見つけて計画立案、そして場合によってはまだ決まっていませんけれども、その後の効果、あるいは評価、こういった事までお願いするのかどうかということころまで考えながらアドバイザーについても決めて参りたい。このように考えているところでございます。今、特定したこの人であるという事はまだ決定していませんのでよろしく申し上げます。</p>
9番議員	<p>審議会のあり方、進め方については以前も同じような意見を述べさせていただきました。他の審議会や委員会にも同じことが言えると思います。今町長が言われたようにもちろん議員は町民の代弁者です。しかし、委員のメンバーがどうであるかということは今、申し上げたい訳です。委員の中から意見が出ないような審議会や委員会が多いのが現状ではないでしょうか。形式的にやりましたというような審議会に意味はないと思います。これらの見直しや改革をお願いしたいと思います。施政方針でも述べられていますようにどんな小さな集落でもそこに住み生きようとする人々の心、先程から町長もおっしゃられています。共に生きてきた隣人、仲間と住み慣れた地域で一生住み続けたいというその気持ちを大切に、温かい町づくりを目指してまいりま</p>

すとその章を結んでおられます。私もそれが本当の意味での地方創生だと思います。ですが、政府が進めようとする総合戦略はアベノミクスに加え、消費税の増税の失政をごまかし、地方創生関連予算という金によって選挙の支持を確保しようというもので、しかもその先には道州制の導入が敷かれているという第一次安倍内閣時代にやれなかった懸案でもあり、長期戦略であるということ、消滅自治体、地方消滅と自治体の危機感をあおりながら道州制への反発が多い中での自治体再編の新たな仕掛けとして準備されたことで、人口減少対策、地方創生関連予算枠の設定という短期的な餌、そして、小規模自治体への地方交付税を減額するなどの財政的な鞭と道州制への地ならしとしての地方中枢拠点都市への行政投資の集中を準備するものであるということに危惧しなくてはならないと思います。なぜここまで急速に人口減少や少子化が進み日本の地域経済が地方だけではなく、東京を初めとする大都市においても衰退したのか。小泉内閣、第一次安倍内閣期に推進された構造改革の一環としての労働規制改革によって派遣労働をはじめとする不安定就業が大都市部でも地方でも広がり、特に青年労働者の不安定就業化、低所得化、長時間労働化が進行し、その結果、青年の未婚者が急増し、少子化が進行したのです。政策の失敗は明白であります。女性の社会進出を初めなおも労働規制緩和政策を進めようとする事は更に事態を悪化させるだけです。人々の暮らしを支える地域産業と地方自治体の政策はどうか。多国籍企業の海外移転、農産物、あるいは中小企業製品の輸入促進策を図り、大型店の規制を撤廃し、平成大合併と三位一体の改革により地域産業の後退と人口減少が加速したのではないのでしょうか。それに加えさらに、農山村の地域経済を破壊するTPP推進を一層図ろうとしているのですから、これでは地方創生と言いながら地域経済はさらに衰退する事になるでしょう。地域を消滅に結び付けるような構造改革には明快に批判して頂き、地方自治の重要性を主張していただきたいと思います。その中で我が町はこの事業を我が町らしくどう進めていくかということを考えていただきたいと思います。先程の外部アドバイザーもそういう視点で人選をして頂きたいと思います。例えば、住民自治を元にした福祉の向上を図り、人口を維持し、増やす地域づくりを実践してきた小さくても輝く自治体フォーラムに結集してきた自治体がたくさんあります。小規模自治体ほど住民一人一人の命と暮らしに視点を置いたきめ細かな地域づくりや有機農業や森林エネルギーの活用、地域環境問題への取り組みが可能になることを実践してきています。長野県では栄村や阿智村、私はこちらへ引っ越しする前に住んでいました宮崎県の綾町や議員視察

	<p>に行ってきました徳島県上勝町、また特産品で有名になった高知県の馬路村等これらの自治体は優れた定住、子育て、高齢者福祉などの支援策と住民の主体的取組みのベストミックスがなされているようです。こういった自治体から学ぶ必要があると思いますがいかがでしょうか。</p>
町長	<p>先ず最初に審議会のあり方でございますけれども、当然、審議の委員の皆さんには人員に制限があるということで、今後、多くの皆さんからということで、当て職を少なくして公募を多くするとか、そういった意欲のある委員さんを募りながらご意見をいただく。こういった方法も一つの方法であるというふうに思っています。また、先進地の良い事例というものについてぜひとも今回の計画の中に参考にしながら取り入れるべきものは取り入れていったらどうかというようなご提案を頂戴いたしました。私も実態としては聞きなれた言葉で、一番最初に出てきたのが過疎地という言葉でございます。そして、限界集落という言葉が出まして、そして今回は地方消滅という言葉でございます。いずれもあまり好きな言葉ではございません。そういった中で、今いろいろな地域で頑張っているところをご紹介いただきました。それが小海の地にマッチするかマッチしないかは別としてそれらを今回の計画の中の参考にしていくということについては大事なことであるというふうに思っています。ただ、正直に言いますと、短期間で集中的に計画を立てる、若干の、できれば最高に早くは半年、そして遅くても12月、3月31日までに立案すればいいという訳ですけれども、次の準備ということもございまして、当然、次の予算に反映されるということでございまして、12月中にはこの計画をまとめていかなければいけないという制限は避けられないだろうというふうには思っています。アドバイザーについてもいろいろ経験豊富な地域を知っているようなそういう皆さんをお願いしたいというふうに思っています。なかなか小海へ来て、先ず小海を知ってというような余裕は正直いってない訳ですので、それらも含めて検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
9 番議員	<p>地方創生戦略策定につきましては期限があるということで、それはそれで策定という訳なので進めて頂きたいと思いますが、今後の町づくりや町の活性化ということは交付金にとらわれず独自でしっかりと執行しなければならないと思います。町長がおっしゃる通りどんな小さな集落でもそこに住み生きようとする人々の心、共に生きてきた隣人、仲間と住み慣れた地域で一生活み続けたいという気持ちを大切に温かい町づくり、その信念を貫いてほしいと思います。続きまして二点目の消費税増税による給食費の値上げについ</p>

	<p>での質問に移ります。昨年の4月から消費税が5%から8%に引き上げられました。そのことが決定され、昨年12月の学校給食運営委員会の中で原材料の値上げに伴う給食費の値上げについて議題になり、いろいろ議論の末PTAへ値上げの方向で提案という形になり、昨年4月から小学校では月125円、年間で言うと1,500円の値上げ、中学校で月150円、年1,800円の値上げとなりました。そして今年に入り、1月19日に開かれた学校給食運営委員会の中で29年から引き上げになるだろう消費税に向けて給食費の値上げの議論をPTAでも始めていかなければならないということが提案されました。食材も値上がりする中で栄養士さんもお苦労されているということも分かりました。親も子供に栄養のある給食をきちんと食べさせてほしいと思いますので、値上げも仕方ないと思うでしょう。しかし、私が思うに消費税が上がります、食材も上がっています、ご家庭のご理解をお願いします、と簡単に値上げの提案でいいのでしょうか。そういうことを思います。これだけいろいろなものが値上がりして家計も大変なので何とか給食費だけは上げないようにするにはどうしたらいいか、それを考えることが先ではないかと思うわけです。そこで通告にもありますように今、週に3回の米飯、2回のパン食、その内月に1回は麺食になっていますが、1食あたりの単価を出していただいたところ、パンの方が米よりも倍近く高くついていることが分かりました。給食委員会では示されなかった数字ですが、そこが明らかになった訳です。米飯給食に切り替えることで値上げせずに済むのではないのでしょうか。答弁をお願いします。</p>
町長	<p>今回、学校給食運営委員会の中でも毎年、来年度の給食費をどうするかということでご議論を頂き、そして、子供たちが学校給食を多くの子供さんは楽しみにしている。そして当然食生活のあり方、あるいは、栄養とバランス、そういったことを考慮しながら栄養士さんが目一杯の献立を立て、そして調理員の皆さんが愛情を持って調理をするということをございます。そういった中で非常に今厳しい状況であるということも今、的埜議員さんも給食運営委員の一人でございますので、そういったことが議論されたらというふうに思います。当然今パンよりも米飯の方が1食の単価が安価であるというお話を頂きました。ただ、米飯、そしてパン、そしてもう一つは麺ということになる訳でございますけれど、それぞれが食生活の中でいろいろな形で米飯だけでは、あるいはパンだけでは、あるいは麺だけではということであるいろいろな食材、食事をするということ、そういったことも一つの学校給食の成すべきものの一つではないかというふうに思っています。当然、学校給食運</p>

	<p>営委員会の中で1食パンを減らして、米飯を1食週に増やそうという方向が皆さんが議論した上で出るということであるなら、私はそれに対して長として何も申し上げません。子供たちが喜び、そして栄養のバランスが取れた、そして食生活のある面においては学習の場として、それが完全な形でできるとするならば、それは無責任な言い方かもしれませんが、学校給食運営委員会の方に委ねるとというのが私の立場であるというふうに思います。それは米飯の方がいいとかパンの方が素晴らしいとか、そういった議論とは若干違うのかな。ただ、それがあえて言わせていただければ、それをやることによって給食費が安価で済むから、それがありきで議論するのではなくて、子供にとってそのバランスとか、そういったことがどうなのかということを中心に据えて議論をしていただければありがたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。</p>
9 番議員	<p>私は町長から町の姿勢を伺いたい訳です。パン食からご飯食に切り替えるということは前々から私議論させていただいているように、今やはり食育の中で子供たちにとって大事なことは何かということ町として考えていただきたいということを述べたのです。これだけ世界中で和食が健康食ということで注目を浴びている中で日本人の若い世代の食事がどうなっているのか。毎日和食を食べている人の方が少ないと思います。教育の内の一に食育が入っているわけです。いろいろな国の食べ物、文化を知ること時には必要かもしれませんが、私はお楽しみ程度でいいと思います。それと地産地消の問題です。小海産のお米を使うことを真剣に考えていただきたいということです。今、JAを通して県産のお米を入れていて、30kgで9,000円ぐらいで買っているようですので、そこでも農家から直で仕入れればもう少し安くても農家にとっても損する価格ではないと思いますし、米価がこれだけ暴落する中で、もうお米を作るだけ損だ、お米作りはやめるといった声も聞きます。町の農業政策にもなると思います。今の事も含めて町の努力で給食費を抑えることもできると思いますがいかがでしょうか。</p>
町 長	<p>私も教育長をやった経験がございます。学校給食運営委員会の中で中々厳しいということで、本来ならば牛肉を使いたいけれど、そこを豚肉にする。豚肉を使いたいけれども、財政的に厳しいということでそれを鶏肉にする。ただし、カロリーとかそういったものを落とすということとはできない。ですから現場で、あるいは栄養士さんが工夫をしながら美味しい給食を提供する。そしていろいろな食事の中で小学校の場合にはランチルームということでございますけれども、そこで食育ということも合わせて子供たちにいろいろ</p>

	<p>指導していく。こういったことが一番大事であると思います。当然地産地消につきましても牛乳もそうです。ポップ牛乳を使います。これは地産地消ということですが、そして運搬費がかかりますけれど、運搬費については町で予算化しますと、こういったこともあるわけですが、お米の件につきましても当然地域の米を子供たちが学校給食で使うという事は当然、地産地消という事で安心であり安全であるというふうに思っています。価格面はどちらが安いのかということ少し解りませんが、それらについて当然地産地消というものは推進して頂きたいし、また教育委員会の方にも私からもお願いしたい。ただどこまでできるかということについては次のステップという事でございますので、よろしくお願いします。</p>
9 番議員	<p>以前この質問をさせていただいた時にパン屋さんからも大変誤解されてしまったようなのですが、パン屋さんもそうだと思うのですが、何も給食から輸入の小麦を通さなくても米粉や国産の小麦を使ったパンを直で購入すれば回数を減らしてもパン屋さんにはちゃんとした価格が支払えるのではないかと。これは計算した訳ではないのではっきりしたことは言えませんが、そういう部分も含めて探っていただきたいと思います。保育所の給食でも完全給食ということでやっていただくようになって、親は大変助かっていますし、町の方針として子供たちの健康や成長を教育の中でもしっかり位置づけしていただきたいと思います。そして給食費の値上げは月にすれば100円位と思うかもしれませんが、二人の小学生がいれば今でも9,000円、そこに中学生兄弟がいれば1万3,625円にもなるのです。子供を増やす施策も一貫してやって頂きたいと思いますが、その辺含めて町長の考えをお聞きます。</p>
町 長	<p>大変基本的なことをお話しして申し訳ない訳ですが、学校給食の材料費につきましても学校給食法の中でも保護者が負担する。もちろん多くの町村でその補てん、補助を一般財源の中でしているというところもあることは私も承知しております。また、給食費が小学校で5万5,500円、そして中学校で6万500円、そして消費税の値上がりによって値上げになった。そしてまた消費税が再度値上がりするかもしれない。またその時には見直しをしなければいけない。こういった点については非常に厳しいというご家庭もあるということは承知をしています。しかし、それについてもやはり厳しいでしょうけれども、現段階においては私としては未納も一件のないということでございますけれども、ぜひとも今後ご理解をいただきたいというふうに私自身考えているところでございます。以上です。</p>
9 番議員	<p>値上がりありきで進めるのではなく、町でできることをしっかり探り、それ</p>

	<p>から努力して行って頂きたい。そういうように先程から言っている訳です。町長、今、おっしゃられたように無料化をしている自治体もあります。これはやはり町村の政策、方針であると思います。先日、町内のスーパーで私の近くにいた若い夫婦、子供はカートに乗っていました。2歳位だと思います。奥さんが旦那さんに「ホウレン草高いけど買ってほしい。」と聞き、旦那さんはホウレン草を手に取りしばらく値段を見て考えていました。値段は138円でした。隣で私は子供にしっかり野菜を食べさせてあげてね、と心の中でエールを送りました。小海の子供たちは町の宝です。この子供たちを健全に育てるのは町の責任であります。子育て環境の充実はこういったきめの細かい、目の届かない部分に光を当てることだと思います。最後に質問に移ります。新規就農者支援ですが、施政方針の中では地域創生地方版総合戦略の中で雇用増になる支援策を検討して参りますとある訳ですが、予算書の中にはこれに当たるような予算は盛り込まれていないのでこれから検討し、事業化をし、予算化していくということでしょうか、ということと、県からの青年就農給付金事業は新しい対象者に対してはもうつかないのか、県がやらないのなら町でやれないのか、今の三点についてお聞きしたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>農政の関係ですけれど、27年度で検討して、特に先程も言いましたけれど商、工、農、林、全ての分野で増に結び付けていく支援策をぜひ検討していきたいと。地方創生の計画書の中に具体的にそういう支援策を乗っけていきながら27年度でまとめて、できれば28年度から予算化して長くやっていけるような支援策ができれば一番いいのではないかとこのように考えています。後、青年就農給付金に関しましては、普及センターの方でいろいろ補助関係の申請とか指導していただいていますので、なるべく対象になるようにはじっくり検討をしてなるべく対象にしていくと。ただ、年齢制限ですとかいろいろな問題がありますので、個々の対応でしていくしかないのかというふうには思っています。</p>
町長	<p>町独自でという事でございますけれども、実態として今、産業建設課長の方から答弁をさせて頂きましたけれども、実際に県の対象にならない、そういう新規就農者の皆さんがどのくらいいるのかということも把握していませんし、そういった意欲のある皆さんにつきましては地域創生の中でもきっと認めていただけるだろうというふうに思っていますので、その中でまた検討して参りたいというふうに思っているところでございます。</p>
9番議員	<p>青年就農給付金事業が今の説明だと今後も対象者を増やしていくと、県の事業の中で増やしていくという事で理解して良いという訳で、県の対象者にな</p>

	<p>らない人は今後、町でまた検討していくという事で理解しました。最初の議論ではないですが、地域の崩壊やとりわけ山間部の過疎集落の再生には農業の振興策がどうしても必要です。それにはどうしても新しい人に入ってもらわないと無理だということは共通の認識だと思います。新規で来る人のハードルが先ず住む所、そして軌道に乗るまでの間の生活費、技術的なことを相談できる窓口があるか、その他、近所付き合いや子供がいれば子育て支援などいろんな不安がある訳です。そこで前々から提案してきました農村集落内に研修施設を設置してはどうかということを変更して提案したいと思います。先程行われた日大生の親沢地区における集落再構築、外部人材の受け入れ態勢づくりと内部変革の中でもまとめられています。今回のインターシップ事業もこの提案の中からののかと思います。いずれにしても、集落の中に入って仕事や生活全般になじむことが新規就農者にとっても、その地域の人たちにとっていい事だと思いますし、何人か同じ境遇の人がいると心強いと思います。もちろんインターシップのステップがあってもいいと思います。そして農業を長く続けてもらえるように営農指導をしてくれる人を小海版の里親制度のようなものを確立して農家に登録してもらい、その農家に研修に何年か行くような形をとるとするのはどうでしょうか。研修センターの件と合わせてお答えください。他に何か考えていることがあればそれもお聞かせください。</p>
産業建設課長	<p>先ず研修センターの関係でございます。これは少し調べまして、佐久地域、佐久から川上なのですけれども、唯一佐久穂町、旧八千穂村ですけれども、平成11年に整備してあるという事で、若干、時間を頂いて経過と評価と言いたいと思いますけれども、いずれ昨年9月に農政系の職員で現場を見たり、職員に様子を聞きに行きました。補助金2分の1を使って、うその口の中の農地の中に研修センターを建てて、大きさは単身の部屋が二つ、夫婦の部屋が二つ、家族4人です。あと、研修室21畳が一つと、そういう平屋の240㎡ぐらいの建物なのですけれども、資格としては40歳以下の農業経験意欲のある人、今言った里親制度、指定農家で農業技術の研修を受けられること、あと、その地区の行事等に参加できるという条件の下、月1万円、夫婦の場合は2万円、光熱費は自分ですけれども、そういう形でやってきていると。成果としては平成11年から17名ぐらい実際にそこにいて、3年以内に退去、3年間が限度みたいなのですけれども、17名いて内12名が村内に定着していると。内6人位が有機農業の方ということらしいのですけれども、現在は1名位が利用している状況ということ。いずれ佐久穂町の職員の方も概ねの評価として</p>

	<p>は定着者の実績もあり有効な事業であったと。こちらの感想としても条件さえ合えば大変有効な事業ではないかということで判断したところです。実際に小海町でそのセンターを設置していくと考えた場合、様々な課題があります。すべて申し上げませんが、そういう課題をクリアできれば当然実施できるということで設置場所ですとか、大きさ、補助事業等々、そういうところをクリアして定着に結び付けていく良い事業でございますので、これも27年度中には何とか細かいところも検討して、うまくいけば実施する方向。ただし、研修センターをドーンと造るというのも一つの案ですけれど、空き家を改修してそこに住んでもらうとか、そういう方法もありますので、そこら辺も含めて検討していきたいと、具体的に検討していきたいというふうに考えています。あと、里親の関係なのですけれど、地方創生で私も一番重要なのが、今の研修センターも大事なのですけれど、里親が一番大事なかと。今現在2人ですけれども、小海で里親に登録している方がいまして、これは県の制度もあるのですけれども、県の制度プラス町でもそういう里親を見つけて、研修生がいて、そこに泊まって、里親のところでも1年でも2年でも勉強していただいて独立してもらおうということで、その里親登録というのが大切なことということで、早速普及センターと相談しまして里親の募集をしたいと。特に農業委員会ですとか、普及センター、農協も含めてそういう会議を設けまして、いずれ里親に対してどういう条件、どのくらいの支援費が払えるのかとか、そこら辺の細かいチラシを作って里親を募集していきたいというふうには考えています。</p>
9 番議員	<p>以前、私も佐久穂の研修センターを見学させてもらい、この議会でも提案させていただきました。ぜひ佐久穂も成果を上げているということなので、様々な課題があるのは当然だと思いますが、ぜひ進めていただきたいと思います。里親の制度の方ですが、新しく来る方も有機農業をやりたいとか一般的な農業をやりたいとか大規模にやりたいとかいろいろあると思いますので、そういうこともいろんな里親がいればいいのかというふうにも思います。先ほども述べましたように、農業振興と集落の再生ということは切り離せない問題です。集落再生支援事業も就農希望者や移住希望者へのバックアップとなるように空き家の改修を住民で行い、研修を終えた人たちが住めるように、それが地域の活性化につながるよう行政が各地区とのパイプ役となるようモデル地域を作っても良いと思います。新規就農者が定住をし、この町の農業の担い手となるように提案させて頂きましたが、町長の考えを最後にお聞きします。</p>

町長	<p>やはり小海町、インターシップもそうですけれど、来て頂いて何を求めてくるかという事になりますと、もちろん農業、林業、商業、あるいは企業全てが該当になる訳ですけれど、今、移住するという時に有機栽培であるとか、あるいは、農業を中心としたそういったもの、そして林業と、こういう皆さんが多い訳でございます。当然そういう時に先程も言われましたけれども、住む所、そして、勉強、経験をする所。そして、独り立ちができるまで支える継続性というものがなければ定住はしていただけないという事でございます。そういった中で研修センターの建築も提案されました。一緒に住むということは同じ方向を向いた皆さんにとっては研修の場にもなりますし、心強いという話もございました。ただ、いきなりそういった研修センターを建設するというのではなくて、ある程度空き家等を有効に活用しながらやるのも一つの方法であるというふうに思っています。いずれにいたしましても、里親の皆さん、そして、希望の皆さん、そして合わせて農業改良普及センターの皆さん、あるいはJAの皆さん、いろいろな皆さんと一緒にやってそういった形を定住に進めていくということが一番肝要であると思っています。的埜さんもその大きな先輩でございます。また、そういった皆さんが来られた時、どういう形が良いのかということでもたまたまお知恵をお借りする機会もあるかと思いますが、その時にはまたいろいろなことを教えていただければありがたいと思っていますところでございます。以上でございます。</p>
9番議員	<p>今日は林業の事には触れませんでしたでしたが、町長も言われました林業も同じ事が言えると思います。農林業を小海の産業としてしっかり位置づけていただき、そこを立て直すことが地域が継続できるかどうかということだと思しますので、真の地方創生を追及していただきながら、小海町の産業、イコール、仕事づくりですので、しっかりと取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりにします。</p>
議長	<p>以上で第9番、 的埜美香子議員の質問を終わります。 ここで3時45分まで休憩といたします。 (ときに3時27分)</p>
<p><u>第10番 井出 薫 議員</u></p>	
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。(ときに3時45分) 次に第10番、 井出薫議員の質問を許します。井出薫君。</p>

10番議員	<p>今日は地方創生ということで、多くの議員さんが議論された訳でありますし、政府の思惑というのはそれなりにあるかと思えますけれども、ある意味では財政的な問題でありますので、町としても積極的に利用できる場所は利用していくという方向は必要ではないかということをお聞きしながら感じた訳でありますけれども、とりわけ私はぜひ二つの事を答弁は結構ですから提案したいのは、例えば的埜議員が言いました新規就農者支援ということで、都会で農業をやりたい、そういった若い皆さんがこの地域で頑張ってもらえると、そういったことに対してのいろいろな課題がある訳ですけれども、そういうことがクリアできるような環境を作っていくと。それと同時に地域住民として生きていくと、そういうことを指導できるようなそういう人も合わせて準備しながら進めていくと。予算的に県の補助金や地方創生なんかで可能であるようでしたら、ぜひそういった点でやっていただきたいのが一点と、もう一点は産婦人科の開業医を誘致するというのをぜひ地方創生の中で考えていただけないかと。この間、定例会のたびに産婦人科の必要性、そして佐久病院のこと、こういう声があるのですが、実際佐久病院がやるには婦人科医が1人や2人では駄目なのです。だけれども、町が開業医を誘致するというのであれば当面は産婦人科医は1人いれば良い訳でありますから、やはりそういった道をまず第一歩として開業医で頑張ってもらえるようなそういう人を見つけて町が、あるいは南部が支援していくというようなことを地方創生の中で実現していく。やはり女性の健康や子供たちを増やしていくようなことも含めて何としても私はこの南佐久の地域に産婦人科が必要ではないか。行く行くは佐久病院とも提携しながらできるような、そういった開業医の設置ということをお聞きしながら町長、町民課長が先頭に立って地方創生の中で実現していただけないかということだけ頭に要望しておきたいと思えます。一般質問の通告でありますけれども、施政方針の中からということで三点程あげまして、その前に大きく構えました国の予算をどう見るかという点を先に町長に伺っておきながら議論していきたい訳でありますけれども、皆さんもご存じの通り国の一般会計は96兆3,000億円、それから東日本大震災復興特別会計で3.9兆円、それから26年度の補正ということでなんだかんだ約100兆円を超える大きな予算というのが皆さんもご存じの通りだと思います。私どもの評価とすれば、3年連続の超軍拡予算、それから消費税を増税しておきながら大企業には減税のばらまき予算、それで今日は町長とぜひ議論したいのが、社会保障のためと言っておきながら、消費税を増税しておき、その社会保障を切り捨てると。どういう形で切り捨</p>
-------	---

	<p>てるかというのをここに私通告で書きましたけれども、社会保障予算の全分野にわたって自然増部分を削減するという方針が具体化されて、年金や医療、介護、生活保護予算などに影響が出ているということでこの3分野の議論、国家予算の議論をするつもりはありませんけれども、とりわけこの社会保障予算がこういった形で自然増部分を減額されるということで、我が町にも実際に大きく影響が起きる訳でありますし、町民の皆さんにも大きく影響が起きてきているという状況ですから、まずそこら辺町はどういう認識をされて、対応としてはどういうふうにしているのかという点をまず伺いたいと思います。</p>
町長	<p>基本的には大きな部分では国の制度内で対応せざるを得ないというふうに思っています。例えば年金ひとつにとりましても、本来ならば物価スライドであるという事でございますけれども、僅かしか上がらない。こういった問題もございますし、介護保険につきましても今回報酬の切り下げを行った。また、生活保護もそうですし、医療につきましても個人の負担が高齢者の場合については増えた。こういったいろいろなことがある訳でございますけれども、ただ一つだけ言える事は当然町でできるものと国の方針、国で法律が改正になってそれを守っていく。守っていくという言い方は語弊があるかもしれませんが、当然、その二つの道がある訳でございます。実際に国が毎年のようにいろいろな制度を変えてきているというのが現実でございます。一定のレベルで中々落ち着いた現実の中においては、町が即どうこうできるという段階ではないというふうに思っています。消費税の動向もでございますし、消費税の改定がないということによっていろいろなところにそれを理由として、いろいろなところにしわ寄せがきているのも事実でございます。もう少し国が一定のレベルで落ち着いた段階でそれなりに対応していくということであると思います。当然、国の動向を見極めていきますけれども、少なくとも単独事業については後退をしないように頑張っていくということが一番の基本であるというふうに私自身思っているところでございます。</p>
10番議員	<p>町長から大ざっぱなお答えをいただいてそうであるなど、そういった感じでございますけれども、少し時間を頂いて話させてもらいますと、小泉時代に自然増の2,200億円の削減ということがあって、あの当時非常に様々な社会保障分野でも負担が増えて大きな問題になった訳でありますけれども、今年は何だかんだ計算していきますと約5,000億円以上の削減になっているそうであります。例えば年金ですけれども、基礎年金額2014年度は6万4,400</p>

	<p>円だった訳でありますけれども、580円今度は増えるのです、年金の人は。だけれども、物価が2.7%上がっているというようなことになると事実上1,000円以上のレベルになるという状況にです。去年下がって、その前も確か下がって、今年は満額の人で580円増えるけれども、物価の状況などを見たときには1,000円以上の事実上の目減りだと。それから医療にしても2014年度から70歳から74歳の人がこれまで1割だったのが2割に引き上げて、毎年今度はこれが1歳ずつ上がっていくという事であるから、今年は70歳と71歳の人を対象になっていくと、負担が増えていくと。その上2016年からは1食、入院の食事が260円が460円とか、2017年からは後期高齢者の低所得者の保険料の特例軽減、こういうのが廃止の方向に進んでいる。それで介護保険ですけれども、先程介護報酬の引き下げというのが大きくニュースになっているのですけれども、年金収入が280万円以上の方が今度は利用料が2割に引き上げられるということです。それから先程言いました介護施設の食事、居住費というのもこの8月から対象が制限されていくと。介護施設で2.27%の報酬が減であるとの事ですけれども、介護職員の改善加算が1.65%、認知症高齢者対策対応事業所の加算が0.56%であると、これをやらない事業者が4.48%の減であるということです。2.27%ではなくて。事業者の中で今だって大変である事業者がこれからやっていけないという部分が圧倒的に増えてきて、とても介護職員の給料うんぬんなんていう話しにならないのではないかとというのが大方の話でありますし、生活保護でも2013年度から生活扶助を段階的に削減してきていると。特に冬季加算の削減や暖房費用の冬季加算の引き下げというのが生活保護の皆さんの対象となっていくと。なんだかんだ言っ、社会保障の充実に充てるといった消費税の増税分の僅か16%だけがまわるだけであって医療、介護、年金、こういった部分での生活苦が進んでくるとというのが今年の方角であると。私はそういった意味ではこういった一つ一つの中で町がやはり住民の皆さんの生活を守っていくと。私たちはよく国の暴政の防波堤になるべきだという言い方をしていますけれども、私はやはり町がこういった部分でこういった皆さんの生活を守っていくことができるかということをややはり真剣に考えていくという必要が私はあると思うのですけれど、町長そこら辺はどうでしょうか。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。今もお話ありがとうございました。年金一つにとっても2.7%物価は上がったのに、ほんの僅かしか引き上げにならない。実質的にはマイナスである。あるいは医療費の問題、あるいは介護の問題、介護につきましても報酬が下がり、経営が非常に厳しくなるという事、その分については介</p>

	<p>護職員の手当という事で、1万2,000円を交付するというような話もある訳ですけれど、いずれにいたしましても、施設そのものではなくて今、おっしゃっているのは低所得者の皆さんが、より一層生活が厳しくなっているという事でございます。当然、それに対して町でそれなりの支援ができないかというお話しであるというふうに思っています。そういった場合に常に私が思うことなのですけれども、いち早く一番町民と接している町村が一番最初にやる。後追いで県がそこへ補助金を付ける。そして最後に国が若干拡大をしていく。こういった形で来ている訳でございます。当然、そういった中で町が、何ができるかということについては常に研究、検討をし、そしてできるものからやって来たというのが実態でございます。今、具体的に何ができるか、何をすべきかということは答えられませんけれども、これからまた担当課、担当係、そして財政がそれを許すのかどうなのか。そういった事も含めて総合的に判断をしていくということになるかと思えます。</p>
10番議員	<p>基本的には町村で町もこれまで何ができるかという点では努力もして来たというふうに答弁されたと理解しますけれども、国の話なので情報として話しながら少しお答えいただきたいですけれども、要支援者の訪問介護やデイサービスを、2.27%報酬を切るという、2015年からという方針で第6期からという方針で来て地域支援事業にという方針で来たのですが、ここに来て方針が少し曲がってきたと。受け入れ事業者がパンク状態でできないというような大きな理由のようでありますけれども、移行が全部ではなくて2年間の延長部分が出てきているということですので、こういった部分はどのように認識されているかということと、それから本会議で予算の質疑の中で言いましたけれども、保育料の年少扶養控除の廃止、これに伴う保育料の課税額の見直しをしてから課税しろという問題を本会議で私は議論したのですけれども、元々保育料は実際自分たちでやるというようなものですから、国がうんぬんという問題ではありませんけれども、年少扶養控除の廃止によって国税がとても高くなったと。それをそのままの計算でやれば小海町の場合にはせっかく安くした保育料が元に戻るという話しになるのですけれども、この二点はどうなのかという点だけ伺っておきたいと思えます。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。介護保険の関係で要支援の関係につきましては先般もサービスが低下しないように町単独で対応してまいりますというお話を申し上げました。それは今2年間介護保険の中でというような変更が生じるのではないかというふうな今のお話がありました。私もまだそこまでは把握してございません。いずれにいたしましても、国でやるか町でやるかとい</p>

	<p>う事の違いであるというふうに考えていますので、少なくとも今サービスをお受けになっている方、またこれからサービスを受ける、こういった皆さんにつきましても現状維持については確保して参りたいというふうに思っています。また、保育料の関係でございますけれども、年少扶養控除の廃止に伴って所得税、あるいは、住民税の増税になる。それによって算定した場合については保育料が1ランク上に格付けされるという場合があるという事でございます。平成26年度につきましてもそれらについてはきちんと精査をして保育料をお願いしてきたという事でございます。ただ、平成27年度以降につきましても、今、先般の議案質疑の中で国が展開しようとしている。それは自治体に任せると。そもそも保育料そのものがもう自治体に、国の基準はきちんと決まっていますけれども、後は町村に委ねるということでございます。それによって今の予算立てにつきましても、それは見ないという予算付けになっています。ですので、実際に計算してみてそれに該当する皆さんがおられるのか、いずれどこかでは数人、1人とか2人とか出てくる可能性はあります。私どもの考え方ではそこによってランクが大きく上がるとか、そういう皆さんは精査してみないと軽くは言えませんが、ほとんどいないとの考え方を持っています。いずれにいたしましても、それが認められるということであるということでございますので、現時点においてはどの位の影響があるのかということを少し精査させていただきたいというふうに考えております。</p>
10番議員	<p>先ず、要支援の関係ですけれども、やはり基本的には介護保険で対応するか、それとも町が対応するかというそういう部分であるというふうに思います。ぜひまたいろいろ調べていただきながら対応していただきたいと。それから保育料に関しては年少扶養控除の部分を見たうえでやっていくというふうに答弁されたというふうに私は認識しますけれども、精査してみなければいいみたいな話ではなくて、そこら辺はきちんとした方向性をもってやっていただきたいというふうに思います。次に2番目の施政方針からという事で、今度の新年度予算の中では子育て支援とか、子育て支援で先ほど言いました、若者定住促進から保育料の見直し、2歳未満児おむつ費用助成事業や小学校の町単クラス編成、高校生の通学費補助問題というように子育て支援、こういった点では厚い予算、計画になってきているという点では非常に評価できると思っています。そういう中で私は2ページの中段から下に書いてあるのですけれども、町長の施政方針の中で、全ての町民が健康で明るく暮らせる福祉と医療の町、子育てしやすい町を目指して着実に実施して参り</p>

	<p>ますというふうに使われている訳でありますけれども、子育てしやすい町という点では今年の新規事業の取り組みという点を見ても町は努力されているというふうに思います。そういった意味でその前段の部分で、全ての町民が健康で明るく暮らせる福祉と医療の町というのを、気持ちは何となく分かる訳でありますけれども、やはり長としてのこんなイメージであるというような事がありましたらぜひお願いしたいと思います。</p>
町長	<p>当然、福祉の面ということにつきましては、保険も健康ということもそうですけれども、うちの町には病院もございますし、診療所もございます。そして高齢者関係の社会福祉協議会、あるいはNPO、いろいろな形で支援が佐久広域も含めてですけれど、健康という面においては充実しているというふうに思っています。また、福祉という部分につきましては、高齢者福祉、そして健康長寿ということを目指しながらそれぞれの検診等において、また、心身障がい者の関係につきましても、ハート工房ポッポ、あるいはひまわり、こういった中で行われているというふうに思っています。その他、福祉医療であるとか、あるいは先程も出ましたけれどもクーポン券であるとか、バス、タクシーの利用助成券であるとか、そういったこともやはり福祉の一つであるというふうに私自身は考えております。それらについて引き続き取り組んで参ります。福祉の面につきましては全く新たな事業というものが無い訳ですけれども、引き続きしっかり取り組んで参りたいという考え方でございます。</p>
10番議員	<p>私も小海町の特徴という点を考えた時、病院もあり、健康面、子育て支援、そういった点で他町村と比べて決して引けを取らない立派な施策が小海町では私は行われてきていると。そういった意味で福祉と医療の町という大きなスローガンを町の役場の封筒にも印刷してもいいのではないかとというぐらい私は町づくりとしては進んでいるという点は評価できます。そういった点で、私はこの後国保税の問題、介護保険料の問題を議論しますけれども、実は国保の短期の保険証の人が検診もしないし、なかなか短期の保険証をもらっていても病院へ行くというのが行きにくいというような方が少し重篤化して近々お金が掛かるのではないかとというような相談を私も受けている訳です。ぜひ課長に短期保険証と資格証明書というのはどう違うのか、小海町はどうなのかというような点を分かる範囲で結構ですから説明していただければありがたいですけれども、私はいわゆる低所得者とか経済の大変とかそういった部分の皆さんの中で、やはり今の国の制度、町の姿勢、こういった中で先程言われました福祉と医療の町というのを受けられない、こうい</p>

	<p>った人たちが現実にあると。やはりこちら辺を今、町がきめ細かく目を向けて対応をしていかないとますます先程も言いましたように、国は負担が増え、福祉は後退してくるというような状況の中ではきめ細かい目線を持っていく必要がある。ただ、今の短期の人が検診もできない、受診抑制で具合悪くなってしまって近々手術というようなこういう現状を見たときに町長先ほど言われました福祉と医療の町という点では少し陰ではないかというような点を町長に伺っておきながら、先の制度的な部分を課長に説明していただければありがたいですけれども。</p>
町長	<p>介護保険料も国民健康保険料も水道料も家賃もみんな同じであるというふうに思っています。当然一つの法、あるいは一つの基準に基づいてご負担をお願いをしているということでございます。確かにそういった、また、短期の保険証、あるいは資格者証については担当課長の方からお答え申し上げますけれども、公平、公正という面からして逆にうちの町の場合には国保一つ例にとれば10割負担をしていただいて、後で償還払いするという形ではなくて、少なくとも診察を受けられるという体制だけは取っているというふうにご理解をいただきたいと思えます。ただ、そういった部分において保健師を中心に健康管理という面でいろいろな相談日、要するに中心的には水曜日という日を設けている訳でございますけれども、ぜひともまたそういうところにご相談にお越しいただきたい。また、相談に来れないということであるならばまたお電話等を頂戴し、そしてその方の実情等をまたお聞きしながら対応していくということであるというふうに思っています。ただ、それが生活保護を含めて検討するのか、あるいは違う支援をすることができるのか、そういうことについてはやはり法を超えてやるということになればそれはそれでまた一つの問題になるのではないかとこのように思っています。それについてぜひともご理解を頂きたいし、また町の方にぜひ何なりとご相談をいただければ非常にありがたいというふうに思っているところでございます。</p>
町民課長	<p>お答えいたします。資格者証と短期保険証という違いでございますけれども、資格者証というのは病院へ行った際に医療保険が効かないということで10割全額負担を一時的にしなければならぬという制度になります。小海町ではそれは行っていません。短期証ということで、通常ですと1年間の有効期限がある中でそれを3ヵ月ですとか6ヵ月という区切りのものを発行する場合がございます。ただ、大概多くの方はその短期証の期限が切れるころに役場の窓口、または税務の方へ相談に来ることによってさらに3ヵ月というような制度で、その時にいくら納めないで短期証を出しませんというところ</p>

	<p>るまでのことはやっていません。もし先程議員さんがおっしゃられたように短期証で受診できないということは期限が切れていれば当然、駄目なのですが、そのような場合には役場の方へ相談してみると言っていただくなり、また、そういった方の情報については係の方へでもご連絡いただければその時点で医療から福祉という形の対応を役場の方ではしますので、ぜひそういうふうには病院へ行けなくて重篤化したというようなケースを私どもも防ぎたいので情報の提供があったらいただきたいというふうに考えています。よろしくをお願いします。</p>
10番議員	<p>問題は相談してもらいたいという事、それはその通りです。やはり税を滞納していると、そういった人たちの気持ちをあれした時に中々病院へ行って、3割払うのも大変という人ももちろんいる訳ですけども、かかるというには気持ちの整理がつかない、そういうデリケートな気持ちをそれぞれの皆さんが持っていてやっていることでありますから、行政の方とすれば相談してもらえればということでもありますけれども、私はやはりそういった点に目を向けながら税金を払ってもらうということでは法や条例を守って払ってもらうことが公平、公正の観点から見ればそうかもしれませんけれども、やはり先程も町長言われましたように町民の皆さん一人一人が本当に福祉と医療の町ということで幸せに暮らせる、そういう町づくりを進めていくという時には、今一步進んだ施策が私は必要ではないかというふうに思うのです。その一つが今、言われました短期保険証と資格証明書の違い。小海町は資格証明書はゼロであると。他の町村へ行けば資格証明書は何百件なんていうところはたくさんある訳で、私は以前国保税の一般質問をやった時もそうですけれども、全国の民医連が調べて病院へ行かないで亡くなった人が60何人もいるというようなことをこれまでも何回か私この議会で取上げさせてもらった事もあるのですけれども、そういった意味では小海は進んでいるということは評価できるのでありますけれども、私が願うのは3ヵ月の短期であっても実際に重篤になってしまう人がそこにいると。この現実を見ていただきながらもう一步進んだ対応をぜひまた考えていただきたいということをお願いしまして次に移る訳でありますけれども、これも施政方針の中で7ページにありますけれども、国保特別会計の説明の中で国民健康保険税の賦課につきましては、26年分の所得が確定する6月に税率等の改正をお願いいたしますけれども、税率の引き上げが避けられない見込みであると。町長このように言われているのですけれども、やはり私は運協の役もやらせていただいていますから、町長の言わんとすることもよく分かるのでありますけれども、</p>

	<p>やはり理由と、だからどうするのだというものがやはり6月にならなければ、こういう施政方針の中では私は聞こえると。町長は今の町民の皆さんの国保税が決して安いのだと思っておられないと思いますし、必要額はこれだけあるからどんなに増税しても良いというふうには私は思ってないと思います。国でも2015年からですけれども、低所得者対策として軽減対策を拡充し、26年度から拡充したと。そしてこの27年度でも法定減免拡充を創設して、保険者支援として1,664億円もの予算を組んでいると。単純計算でいえば、1億円ぐらいのお金になると、こういう見方をするところもあるのですけれども、国でさえやはり低所得者対策に特別に力を入れてきていると。こういう時にやはり私は町独自でもしっかりとした対策を講じながら、先ほどのような方が一人でも少なくなるような、そういう方向に力を入れていくべきであるというふうに思いますけれども、値上げが避けられないという点での説明も合わせて町独自の対策を伺いたいと思います。</p>
町長	<p>前回の12月の議会でも平成26年度の決算の見込というところで井出議員さんにはご質問を頂戴いたしました。今年の決算平成26年度のその時より明らかになってきているという中で1,490万円、約1,500万円ございました基金につきましても全て繰り入れまして、最終的な平成26年度の補正予算を今議会に提案をさせていただいているところでございます。そういった中で目一杯診療報酬等も見ながら非常に厳しい状況に今26年度の決算があるということで平成27年度については当然26年、27年の所得の申告が終了し、6月の税金等所得が確定した段階で決めることとなりますけれども、それについて引き上げざるを得ないという意味でこういった言い方をさせていただきました。それで今のご質問でございますけれども、私はこういう言い方をすると井出議員さん怒るかもしれませんが、最初から財政支援ありきで議論をするのではなくて、先ず計算をし、そして税金がどれくらいお願いしなくてはならないのかということから入っていかないといけないのではないのかというふうに思っています。非常に厳しい決算であり、組み込まれるから、今の時点で一般会計から支援をいたしますと。こういった議論ではなくて、まず加入者の負担能力、こういったことを含め制度内の中で最善の努力をまずしていくと。そして結果として、どうなるかということは次のステップであるというふうに私自身思っています。当然これから診療報酬の動向、そして今年度こんなに伸びるとは思っていなかったという想定外という部分もございますけれども、また将来に向けての佐久医療センターの開院が影響しているのかどうなのか、そういった点についてもしっかり精査した中で1年</p>

	<p>ぽっきりとか、そういうことではなくてある程度の年数の先を見越した中で議論をしていかないとなかなか思うようにはいかないのではないかというふうに現時点においては思っています。もう一点、26年度の決算につきましてもし万が一最終的な支払いができないということになれば常々申し上げていきますけれども、一般会計から初めてですけれども、繰り入れをし、その動向についてまた協議をいただくとともに、これについてはまた明日の全員協議会の中で数字を示しながら、ぜひともまたご議論を頂戴したいというふうに考えているところでございます。以上でございます。</p>
10番議員	<p>町長非常に答弁が上手でありまして、最初から補助ありきというようなことを言われているようでありますけれども、計算をしてから納税者の皆さんの負担能力に合っているかどうかということを見てから決めていきたいというお答えをされる訳です。ただ、先程から私が言っていますように、国でさえ低所得者対策をやらないと大変であるということで軽減対策を26年、27年も予算を増やしてきていると。これは基本的に現実の段階で国保税が高くなっている。負担が大変になってきている認識のもとに国はやられていると思うのですよ。それで今度の27年度予算でも、2,800万円でしたか。数字は分かりませんが、14.8%でしたか、税額を増やさないとやっていけないという予算になっている訳です。ですから私は今ここで判断できることは国保税を増やさないと国保会計ができないと。それが現実です。それで国でさえ軽減対策をやらなければならないと思うほどある意味では保険料が高いということです。私は町長に資料を渡しても良いのですけれども、小海町の皆さんの中で聞いて歩いていて、健康保険であるとか、勤め人の皆さんであるとか、そういった皆さんというのはなかなか保険税がどうのこうのとか話ししても高くて困ると言う人はあまりいないのです。だけれども、国保税や介護保険は聞いて歩いた時には、ほとんどの皆さんが高くて大変であると。上がったな、大変だ。ほとんどの皆さんがこうやって言っている訳です。ですから私はそういった意味で予算の中で町長はやはり今の保険税は本当に高いという認識は持っていると思うと言いましたけれど、もし持っていないとなればその理由をしっかりとってほしいのですけれども、私は町長は持っているからこういう議論の仕方をしている訳であって、どう考えても増税をしなければならない、ご負担をしてもらわなければならないという環境の中でどうするのだという議論をする訳です。厚生労働省の資料を調べて見ますと、全国の国保加入者の国保一人あたりの所得と保険税というのを厚生労働省は作っています。公的医療の給付内容という国の平成24年度だそ</p>

うでありますけれど、加入者1人あたりの平均所得が24年度は市町村国保に83万円、1世帯当たり142万円という数字を厚生労働省は出しているのですけれども、加入者1人あたりの平均保険料が8万3,000円、1世帯あたり14万2,000円で保険料の負担率、要するに所得とその保険料を割ったものです。9.9%という数字なのです。小海町は課長の方にもし正確な数字があれば出していただければ結構ですけれども、運協の税率算定から計算させてもらいましたら、平成24年は国保税が決算で1億4,600万円、保険者数が1639人、世帯数が898世帯で、平均保険料は8万9,000円、世帯では14万5,000円、所得は55万8,000円、世帯で97万4,000円、保険料率は13.9%。あらましの数字ですから若干の動きはあるかと思いますが、国との違いを比べたときに小海の保険を納めている皆さんは本当に所得は低いけれども税金は高いというようなそういう現実があるというのが国の統計と町の国保の計算をした時になっている訳です。頭から計算してはいけないと町長言われましたけれども、私は会計が赤字になったり、基金がゼロになると悪いようなイメージをもたれるのですけれども、確かに26年度、27年度は、基金はない訳でありますけれども、滞納は山ほどある訳です。民間企業にすれば立派な資産であって、問題はこの滞納分も保険料を払ってくださっている皆さんでその人たちの医療費の負担分全体を納められる人だけでやっている。私はこの現状を直す必要があるのではないかというふうに思うのです。先ほど短期保険証と資格証明書の話が出ましたけれども、資格証明書を出していない。それは本当に行政の施政として評価できますし、私たちもそこら中の会議に行っても自慢の種なのです。それで短期保険証で対応しているという点は、評価はいろいろありますけれども、問題はこの滞納されている皆さんの医療費の税金分、これは誰が出しているのですか。町が出しているのですか。納税者の皆さんが出しているのですか。せこい話でありますけれども、私は少し良い格好し過ぎではないかと、この部分では出ちゃうのではないかと。私が一番言いたい事は、滞納部分まで納税をされている皆さんに負担をかけるようなやり方はやめるべきではないか。そういった意味でやはり、滞納分は町が責任を持つと。一般会計から貸し付けるといようなことをやっていただければ、この間の運協の段階で課長が500万円少し滞納があるということ今年度言われましたけれども、会計としてはそれほどまずい会計にならない訳です。ですから、ぜひ、そこら辺の手段というか方法、そこら辺をぜひ、計算をしてからでも結構ですから、方法論の一つとして検討の余地があるのではないかと私は思います。いかがでしょうか。

町長	<p>税金を納められない。もちろん生活を優先せざるを得ない。納めたくても納められないという皆さんもいるのも事実でございますし、どういう事情があるのかということは別問題としても、私どもとして当初から徴収率というものをかけて税金の算定をしているというのも事実です。当然100%徴収できれば税金そのものについてはもう少し軽減されるというのも、それもおっしゃる通りです。ただし、税金そのものについても所得に応じてできるだけ世帯割、均等割をこれまでずっと抑えて、そして所得割と資産割の方にシフトしてきた。それは交付金がそれによって左右されなくなったということもございますけれども、また、7割軽減、5割軽減、2割軽減という中で対応をして、若干今中間層の方が高いということは感じています。ただ、今の議論の中で滞納した分を町の中で見たらどうかということでございます。当然一般会計の中にも滞納はございますし、また、水道企業会計においても滞納というものはある訳でございます。それを全ての飲料水を供給されている皆さんが負担をしている。全く同じことが言える訳でございます。そういった形でやるということについてももう少し議論が必要ではないかと思っておりますし、また当然決算が打てない、このような状況下になった場合については何回も同じことを申し上げるようではございますけれども、一般会計から一時的に補填をしていくということは、これはもうやむを得ないことであると。また町民の皆さんの理解を得たい。ただ、全体を見直すことになれば今まで40%位の加入率でございましたけれども、国保そのものについては40%を割っているということもございます。公平、公正という立場から、もちろん滞納者に対しまして、また収納についてお願いをしていく。こういったことも一生懸命やっていかなければ公平、公正が保たれないというふうに思っています。いずれにいたしましても、それに対して差し押さえ等はなかなか厳しい部分がございますので、短期保険証を給付しながらその都度ご相談をさせていただいて、そして少しずつでも計画的に税金を納めていただく。そういった努力をしていくということが現実において一番大事ではないかというふうに考えているところでございます。</p>
10番議員	<p>この点でもう一点、今、国保の加入者が4割を切っているような状態であるという点からすれば公平、公正という点で町の財源を入れるのはいかがというように前から言っていますし、今もそのように言っていると私は取れたのですけれども、実際にどの位なら一般財源の対象になるのかというような点をもし町長なりの考えがあるようなら伺って次へ行きたいと思えます。</p>
町長	<p>50%を超えたらとか、そういう議論ではなくて、少なくとも投入する時につ</p>

	<p>いては理解を得る上においてはある程度そういった数字的なことも加味していかなければいけないのではないかと申し上げたということです。50%になればいいとか、川上村のように70%になれば良いとか、そういう議論ではないというふうにご理解をいただきたいと思います。</p>
10番議員	<p>そういった意味では4割を切っているから一般財源を入れないということではないというふうに私は今言われたというふうに理解できる答弁であったというふうに思います。次に介護保険の関係に移るのですが、介護保険料も施政方針の中で基本額では9.7%の引き上げになりましたという言われ方をされ、これも先程の国保と同じように国の制度で単純に割り返してどうのこうのという数字合わせのように私は見える訳です。それで、やはり町が独自の介護保険料が高くなってきていると。国の財政も大変ですし、負担も大変になってきているから、そういった部分で町が応援していくというような姿勢が見えない。確かに近隣の町村と比べれば、南相木あたりでも小海は5000円を切っていると言われていた皆さんもあり、それなりの評価はある訳でありますけれども、住民の皆さんの負担という点からいきますと、何万円という負担をしなければいけない。特に今度は生活保護レベルというのですか、低所得者と言われる皆さん等が区分の仕方が変わったことによって上がることと、よりによって消費税が上がらないから低減ができないみたいな国の制度をそのまま受け入れて提案してきているというのが私は今度の介護保険の提案であると思っていますけれども、それこそ何%だから補助するとかいう問題ではないと町長、先程言われたのですけれども、介護保険の場合には多くの町民の皆さんがこの対象になっているというふうに認識しているのですけれども、それはどの位であるのかということと合わせて介護保険料そのものを下げるとするのは町民の皆さん、ある意味では圧倒的多数の皆さんが対象になる訳ですから、合意ができていくのではないかとこのように思いますけれども、そこら辺での町民合意、具体的にどういうふうにするかという点については、やるつもりはないかという点を伺っておきたいと申します。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。第6期ということで来年度から3年間の第1号被保険者の保険料につきまして、介護保険懇話会において3回議論をさせていただきました。当然サービスが充実し、そして多くのサービスを必要とすればするほど保険料そのものは高くなるということでございます。そういった中で厳しく算定し、健康長寿を目指しながら目一杯抑えた保険料の設定をしていただいたというふうに私は理解しています。先の新聞報道でもございませ</p>

	<p>たけれども、たまたま長野県の平均9.7%、小海町も全くその平均の9.7%引き上げをお願いしている訳でございますけれども、これを全員が負担するのだから、これであつたら一般財源を投入してもいいのではないか。こういうお話しでございますけれども、全体を見たときにずば抜けて高い保険料ではないというふうに私自身認識しています。現時点においてはこれに対して助成をしていくといった考え方は持っていませんのでよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
<p>10番議員</p>	<p>介護保険料は町民の皆さん、40歳以上の皆さん全員というふうに私は認識していますけれども、そういった意味では介護保険料を下げることによって国保税だつて介護支援分があるわけですから、国保税そのものが一緒になって下がっていくと。私はそういう観点で言つたつもりでありますけれども、最終的に国保の会計でも介護の分と高齢者支援の分があつて、滞納の部分は医療分では整理しているような形が私は会計の中で見れるのですけれども、だからこそやはり国民健康保険税の中にもある介護保険料も合わせて下げていくということが私は必要であるという点で多くの町民の皆さんの理解を得ていくには一つの策ではないかということで提案したわけありますけれども、町長は介護保険料は高くないと明確に言われましたのでこの議論はこれで終わりたいと思ひますけれども、最後につい最近テレビ番組で見たのを少し紹介して終わりたいのですけれども、高橋是清という人のことをこの間テレビでやっていたのですけれども、彼は戦前6回も大蔵大臣を就任したそうであり、安倍さんも麻生さんも私とは観点が違うのですけれども、尊敬してどうのこうのという報道があつたのですけれども、私はこのテレビ番組の中で高橋是清が彼は経済政策のベテランでありまして、当時の軍国主義下の中で富国強兵ではなくて富国遊民であると。民間の経営権から経済を伸ばすこと、民の力を引き出すこと、そして民の力を育むことこそが彼の基本的な考えであつたと。軍事予算の縮小を図つて二・二六事件で暗殺されたという彼でありますけれども、その彼が目指していた一番のフレーズは何か。人の働きの値打ちを上げることだ。これが彼の大きな基本であり、やはり現代で言えば働く人たちの賃金を上げたり、農家の皆さんの働き、その価値、値打ちを上げる。ここにこそ大きなフレーズがあるというふうに私は言えると思ふ。彼は、増税は一貫して反対であつたと。現代に生きていれば暗殺なんかされないできた人ではないかというふうにある意味では私も思ふわけあります。町長が言われるように全ての町民の皆さんが健康で明るく暮らせる福祉と医療の町。明るく暮らせるということはどういうことか。住民一</p>

	<p>人一人の皆さんの働きの値打ちを上げることであり、上がったからと言って税金を巻き上げるということではないというふうに私は思います。こういったいろいろの意見を聞きながら、住民の皆さんにますますの負担を強いる国の政治のもとで我が小海町が近隣にもまして住民目線で仕事がされていると言われるような町づくりに一層励んでいただきたいと強く要望いたしまして私の質問を終わらせていただきます。</p>
町長	<p>高くないという言い方をされたのですが、県の平均が5,399円、そして小海町が今、ご提案申し上げているのが4,988円という事でございますので、県の平均に比べて決して高くない。こういう解釈でぜひともお願いしたい。町の保険料そのものが高くない。こういう事ではございませんので、その辺につきましてはご理解を頂戴したいというふうに思います。よろしくお願い致します。</p>
10番議員	<p>先程閉めましたのでこれで終わりにしたいと思います。</p>
議長	<p>以上で第10番、井出薫議員の質問を終わります。</p>
<p><u>開</u> <u>会</u></p>	
議長	<p>以上で今定例会の一般質問は終了いたしました。 尚、今後の予定といたしまして明日13日金曜日、午前10時から現地視察を行います。視察場所は佐久穂町統合小中学校、及び旧栄荘跡の町営住宅建設予定地、並びに居久保沢県砂防えん堤建設予定地であります。服装は作業着ではなくてブレザー着用をお願いいたします。また、現地視察終了後、午後1時より全員協議会を行う予定であります。 これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労様でした。 (ときに4時58分)</p>